

1. はじめに（橋本ヒロ子、三輪敦子）

1-1 研究の背景と目的

開発および開発協力の分野において、権利という言葉を目にする機会は、1990年代前半までは非常に限られていた。権利あるいは人権という言葉を用いて開発の課題が語られるのは、大規模なインフラ設備建設プロジェクトに伴って、生計手段の破壊や強制的な立ち退きがおこなわれ、さらに移住先で約束と違う生活を強いられるというような場合に限られていたとあって良いだろう。

そうした状況が、ここ10年くらいの間に急速に変化してきている。1990年代後半から、「権利」をよりどころにして、貧困解消や生活の向上を図り、エンパワメントを実現しようとするアプローチが、広く用いられるようになってきているのである。1993年に、ウィーンで開催された世界人権会議において、「女性の権利は人権である」ことが改めて確認されたこともあり、ジェンダーに関する分野におけるさまざまな取り組みにおいても権利に基礎を置くアプローチの浸透はめざましい。「権利をよりどころにするアプローチ¹」（Rights-Based Approach）と呼ばれるこのアプローチは、日々の生活を保障するための生計確保と、そのためのニーズ支援に重点が置かれていた、従来の「途上国」支援のアプローチからの大きな変化であり、これまで、開発および開発協力に関わってきた多くの人たちにとって、活動の理念や方法に根本的とも呼べる変革をもたらすものである。

人権の普遍性に鑑みれば、権利をよりどころにして、日々の生活を向上させようとする取り組みには十分な正当性が存在する。しかしながら、権利という概念が、決して身近なものではなく、自分たちの地域や文化に馴染まないと考える人びとが多数、存在することもまた事実であろう。「権利」や「人権」をめぐる、このような拮抗した考え方や態度が存在するなかで、「権利をよりどころにするアプローチ」は、ジェンダーに関する分野における取り組みにおいて、どのような成果を上げているのだろうか。同アプローチが採用されるようになってから、約10年が経過する今、ジェンダーの観点から同アプローチの成果と課題を検証したい。

具体的には、以下のような課題を検証することが目的である。すなわち、「権利をよりどころにしたアプローチ」は、女性、とりわけ農村部に暮らし、教育を受ける機会が限られていることも多い女性の状況を改善するのに、有効な働きをしているのだろうか、権利の実現を掲げたジェンダー関連の取り組みに対し、「文化」や「伝統」を理由とした抵抗はあるのか、あるとするとどのような対応が有効なのか、そして、国際機関であれ、国内外のNGO（非政府組織、Non-Governmental Organization）であれ、「権利をよりどころにしたアプローチ」を外部から浸透させようとする試みはうまく働くのだろうか、

¹ 権利基底のアプローチ、権利にもとづくアプローチと呼ばれることもある。

その際には、どのような点に留意する必要があるのか。

本報告書では、まず、この研究で用いたエンパワメントという言葉の定義について確認した後、第二章で、開発の目標として権利や人権が重視されるようになった背景として、人権概念の発展や開発における人権の扱いについて概観し、「権利をよりどころにするアプローチ」の登場と展開について説明する。続く第三章では、「権利をよりどころにするアプローチ」に基づく支援が、実際にどのような成果を上げているかについて、スリランカとインドのNGOに協力を依頼しておこなった調査の結果を紹介する。調査では、権利が、NGOのスタッフやワーカー、そして働きかけの対象となる女性にどのように理解されているか、そのためにどんな方法がとられているか、権利を理解することにより女性たちにどのような変化をもたらされるか、さらに、権利の実現を目指す取り組みに対して、家族や地域からの抵抗や反発があるかどうか、あるとするとどのような対応が有効かといった点について、調査をおこなった。組織の理念や権利の実現を掲げた活動の歴史がNGOによって異なるため、スリランカとインドでの調査は同一の方法による調査にはなっていない。だが、フォーカス・グループ・ディスカッション²や質問票調査を通じた、権利の実現を目標にする取り組みの進展と成果、そして課題についての調査結果は、「権利をよりどころにするアプローチ」に基づく取り組みの歴史が異なるNGOにおけるスタッフやワーカーの権利意識、権利理解を地域に浸透させる場合の手法、活動をおこなっている地域の女性の権利理解、権利の実現に向けての具体的な活動について、示唆に富む結果を与えてくれたものと考えている。両国での調査について説明した後、第四章では、調査結果を踏まえ、「権利をよりどころにするアプローチ」の可能性と課題について検討をおこなう。すなわち、同アプローチの可能性はどのような点にあり、特にジェンダーの観点からの可能性はどのように展望できるのか、また、同アプローチについて、ニーズから権利への転換とする立場は、地域レベルではどのように実現可能なのだろうか。さらに、そうした点についての考察に基づき、「権利をよりどころにするアプローチ」が、女性のエンパワメントに資するためにはどのような点に留意すべきかについて、いくつかの提言をしてみたい。最後に、昨今の日本での状況を踏まえ、「権利をよりどころにするアプローチ」が、日本におけるジェンダーの課題とどのように結びついているかについても検討する。

² 集団討議法という訳が用いられることもある。ファシリテーターあるいはモデレーターと呼ばれる進行役が、6人から12人程度の人々と話し合いながら、様々な経験や意見を引き出していく方法。グループになることによって気楽に話ができたり、一人では思いつかなかった考えが引き出せるという利点がある。そのためには、気を遣わずに話ができるグループをつくることや、ファシリテーターが話を引き出しやすい友好的な雰囲気をつくるのが重要になる。

1-2 エンパワメントについて

エンパワメントは、1980年代頃から開発の分野に登場するようになった概念である。英語では、**empowerment** と表記され、元々は、公的・法的な権能や権限を与えることを意味する言葉であった。1960年代に、アメリカで起こった黒人解放運動のなかで、実現すべき状態として用いられるようになり、その後、女性解放運動にも広まった。従って、20世紀後半に、社会変革を指向する人々や組織のなかで使われるようになった言葉であるということができよう。さらに、「北」「南」を問わず、地域開発に関わる人々の間で用いられるようになり、その流れで、開発協力機関でも重視されるようになってきた。現在、エンパワメントは、開発、社会福祉、臨床心理、教育等にとどまらず、ビジネスの分野でも用いられるようになっており、「人間の力に関する好ましい変化」を表す便利な言葉として多用されている感がある。一方で、そのような使われ方を可能にする原因でもあり結果でもあると言えるだろうが、定義については、明確に定まっていない言葉でもあり、その政治的な意味合いを拭いさった使い方がされているという批判もある³。

日本においては、1995年に北京でおこなわれた第四回世界女性会議を契機に、急速に使用が広まった。男女共同参画が目指すべき状態として、男女共同参画センターや女性センターの理念や講座名にもたびたび登場する言葉になっている。また、NGOやNPOが活動の目標として用いる場合も増えている。そのような場合に、エンパワメントがどのように定義されているかということ、簡単に「力をつけること」とされている場合も多い⁴。では、こうした「力や能力を身につけること」という定義は、エンパワメントの内実を適切に表した言葉なのだろうか。

森田は、エンパワメントについて、「力をつけること」という定義が流布している現状を批判し、エンパワメントを「わたしたち一人ひとりが誰でも潜在的にもっているパワーや個性をふたたび息吹かせること」であり、「すべての人が持つそれぞれの内的な

³ Kabeer, 1994, p. 224. この点に関しては、三輪が、1990年代初頭に、国連女性開発基金（ユニフェム）バンコク事務所に勤務していた際、当時の上司であった地域ディレクターが、エンパワメントについて語ってくれたエピソードが興味深いものとして思い起こされる。当時、既にユニフェムは、エンパワメントを組織の目指す目標として掲げるようになっていたが、これに関し、彼女は、「少し前までは、エンパワメントは、社会運動の色が濃い、従って政治的意味合いが強すぎる言葉だとして、組織としての使用には後ろ向きの議論が支配的だったが、それが変わったのは、ここ何年かのことだ」と語っていた。

⁴たとえば、柏市インターネット男女共同参画推進センター「参画eye」のエンパワメントの項目

(http://danjo.city.kashiwa.lg.jp/gakushuu/gender_terms/terms/empower.htm) や岡山県生活環境部男女共同参画課のホームページ

(<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/danjosankaku/danjo-1.htm>) 参照。

資源にアクセスすること」と述べている（森田、1998年、p.17-18）。森田の定義によれば、エンパワメントは、個人の内的な力の回復であり、主な関心は個人の内面の変化に向けられている。

一方、久木田は、エンパワメントを、「社会的に差別や搾取を受けたり、自らコントロールしていく力を奪われた人々が、そのコントロールを取り戻すプロセス」と定義している（久木田、1998年、p.11）。本来、有していたはずの力を回復するプロセスという点は、森田の定義と共通しているが、久木田の定義では、社会的に弱い立場に置かれた人々が力を取り戻すプロセスであることが明確に示されている。そして、そうしたプロセスに自ずと伴うプロセスとして、エンパワメントは、弱者と強者の相互変容のプロセスに結びつくとして述べている（前掲書、p.31）。

また、カビーア（Kabeer, Naila）は、エンパワメントが動的なプロセスであることを重視して、静的に捉えられがちな「無力な状態」（powerlessness）との対比で考えるのではなく、「力を奪われること」（disempowerment）との対比で考えるべきであり、エンパワメントが奪われた力を回復するプロセスに着目する考え方であるとする（Kabeer, 1994, p.224）。そして、力を回復した結果として、開発のプロセスにおいて、何がニーズかを決めるための影響力を発揮できるようになることを重視している（前掲書、p.262）。その意味で、カビーアも、弱者と強者の間の力関係の変化を視野に入れてエンパワメントを認識している。森田においても、社会の変革への視点がないわけではないが、個人が変化し、そして、その結果としてお互いの関係性が変化すれば、自ずと変革が生まれるとの考えに立っているようであり、社会変革を重視する姿勢は強くは感じられない。

エンパワメントが、20世紀後半の社会運動のなかで用いられるようになった背景と意図を考えれば、その意味するところが、単に新たな力をつけることではなく、様々な理由で力を奪われている人たちが、自らの力に気づき、その力を回復していくプロセスであることは明らかであるだろう。さらに、エンパワメントが必要になる社会的な差別や搾取の存在を考えるなら、個々人の状況の変化だけでなく、社会の変革を視野に入れた概念でもあるだろう。本報告書においては、そうした背景を踏まえ、奪われた力を回復するという個人の内面の変化と社会的な変革の視点の両方を包含した概念として、エンパワメントという言葉を用いることとしたい。

2. 「権利をよりどころにするアプローチ」の登場と展開（三輪敦子）

2-1 人権概念および国際的人権保障体制の発展

2-1-1 人権の普遍性

すべての人に保障されるべき普遍的人権の概念は、18世紀後半のフランス人権宣言やアメリカ独立宣言をルーツとして発展してきた。しかしながら、周知の通り、当時の人権は、全ての人びとに保障されていたわけではなく、男性、あるいは男性の一部に保障された権利であった。「普遍的」とされた人権の保障の対象に女性は入っていなかった⁵。

人権が、人種、性別、経済的地位、門地などにかかわらず、人間であれば誰もが有する権利として、国際社会により確認されたのは、第二次世界大戦後のことであった。1945年の国連の設立とともに採択された国連憲章は、その前文で、「基本的人権と人間の尊厳および価値と男女および大小各国の同権とに関する信念を改めて確認し…」と述べ、公的文書として初めて男女の平等な権利を明記した。さらに、第一条三項では、国連の目的のひとつとして、「経済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教による差別なく、すべての者のために人権および基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」が規定された。とは言え、この画期的な文言も、人権概念が発展した当然の帰結として記されたわけではない。人権を、国際社会が協力して取り組むべき重要課題として認識するようになった背景には、ナチスドイツが行ったユダヤ人の大量虐殺という国家による残虐行為の実態が国際社会に与えた衝撃があった。

2-1-2 世界人権宣言と社会権規約・自由権規約

こうして、憲章で、普遍的人権の尊重を確認した国連は、より具体的で拘束力がある人権についての国際的な取り決めに向けて努力を始めた。その努力は、まず、1948年の世界人権宣言として結実し、さらに、1966年の経済的・社会的・および文化的権利に関する国際規約（社会権規約またはA規約）と市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約またはB規約）の採択へとつながった。

前文と30カ条からなる世界人権宣言は、第一条で、「すべての人間は、生まれながら

⁵オランプ・ドゥ・グージュは、その時代にフランス人権宣言を批判し、「女性および女性市民の権利宣言」を著して、女性の権利の実現を主張した先駆的な女性であった（辻村、1997年、p. 52-53）。

にして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」として、人権の基本的な原則を明確にし、続く各条文で、差別の禁止や生命、身体の安全、生活の保障や教育を受ける権利など、自由権、社会権の双方にまたがる人権を包括的に規定している。女性の権利については、「権利と自由の共有に関する無差別待遇」を規定した第二条で述べられており、「すべての者は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位などによるいかなる差別もなしに、この宣言に規定するすべての権利および自由を共有する権利を有する。」として、性による差別の禁止が規定されている。世界人権宣言は、前文で述べられているように、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を示したものであって、それ自体は条約のような法的拘束力をもつものではない（田畑、1988年、p. 46）。しかし、反対票を投じる国もなく国連総会で採択された⁶、人権の「権利章典」とも呼ばれる基本文書であり、その後の、人権の実現と保障を目指した国際的な動きを牽引する役割を果たした重要な文書であることには疑いがない。

世界人権宣言を、法的拘束力を有し、権利保障のメカニズムを有する条約として明文化したのが、社会権規約と自由権規約である。世界人権宣言として、一つの宣言に盛り込まれた人権が、このように二つの規約に分けて採択された背景には、国家による自由の制限に枠をはめる働きを持つ市民的・政治的権利と、食糧に対する権利や教育に関する権利など、国家がその実現のために積極的な役割を担うことを求められる経済的・社会的・文化的権利との間の性格の違いによるところが大きい。東側の社会主義諸国や途上国は、人権を二種類に分けることには反対であったが、裁判などの制度を用い、その実現を即時に強制することが可能である市民的・政治的権利こそが人権であり、強制力を持った実現が困難な経済的・社会的・文化的権利とは切り離すべきであるとする西側の自由主義諸国の主張がとおり、規約は二つに分けられた。東側の社会主義諸国や途上国は、個人が国家に対して異議申立てを行う権限を認める市民的・政治的権利についてはどちらかといえば消極的であり、生存と最低限の生活の保障を規定する経済的・社会的・文化的権利がより重要であると考えていた。このような、規約の採択の過程で顕在化した東西2ブロック間の意見の相違は、その後、冷戦期間中にわたって、イデオロギーの違いに影響された人権に対する二つの立場を特徴づけていくことになった。

女性の権利に関しては、2規約とも一つの条文を割いて確認している。すなわち、両規約とも、第3条で「男女同等の権利」について述べており、「この規約の締約国は、この規約に定めるすべての経済的、社会的および文化的権利（自由権規約については、すべての市民的および政治的権利）の享有について男女に同等の権利を確保することを

⁶反対票はなかったが、8カ国（ソビエト、白ロシア、ウクライナ、ポーランド、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、南アフリカ、サウジアラビア）が投票に際して棄権した。しかし、言論・出版の自由についての修正案を提出したが認められなかったソビエトと他の社会主義諸国のケースなど、宣言が規定する内容についての意見の相違からくる棄権であって、宣言自体の趣旨は肯定していた（田畑、1988年、p. 45）。

約束する。」としている。

2-1-3 女性差別撤廃条約

国連憲章、世界人権宣言および二つの人権規約で男女の同権について確認されたものの、女性と男性が平等な権利を保障される状況はなかなか生まれない。そうした現実を踏まえ、男女間の差別の撤廃と実質的な男女平等の実現に向けた具体的で包括的な方針や施策の道しるべとなるべく採択されたのが、1979年に採択された女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW）である⁷。

女性差別撤廃条約は、第一条で、女性に対する差別を「性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女性（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権および基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するもの」と定義しており、これらを撤廃することを目的としている。区別が差別になりうること、社会、文化という分野を含むことで社会慣習にひそむ差別をも対象にしていること、人権の享有を妨げる目的を持つ行為だけでなく効果を持つ行為をも問題にしていることなどが、この定義の注目すべき点として挙げられる（山下、1996年、p. 39）。女性を排除する目的はなくとも排除する効果を有する行為をも対象にするという点では、現在、日本の雇用の場で問題になっている女性への間接差別等への取り組みにも大きな役割を果たすことができる条約である。

こうして、女性の人権を保障するための国際的な枠組みができあがり、女性差別撤廃委員会（Committee on the Elimination of Discrimination against Women: CEDAW）を中心に、女性の人権状況を監視する体制が整った。国際女性年（1975年）と、それに続く国連女性の10年（1976年～1985年）および、メキシコシティ、コペンハーゲン、ナイロビ、北京における世界女性会議の開催も、女性の状況への関心を高めることになった。女性の人権に関しては、徐々にその普遍性と深刻さが認識されつつあった「女性に対する暴力」への関心が、ボスニア・ヘルツェゴビナでの紛争において民族浄化の手段としておこなわれた女性に対するレイプが国際社会に与えた衝撃によって一挙に高まったことによって、1993年の世界人権会議（ウィーン）、1995年の第四回世界女性会議（北京）における重要議題の一つとなり、理解と取り組みが進展した。世界人権会議に向けて女性NGOがスローガンとして掲げた「女性の権利は人権である」（Women's rights are human rights.）という言葉も、1990年代後半以降、女性の権利の重要性についての認識を広め

⁷こうした、個別的な人権条約には、他に、人身売買禁止条約、人種差別撤廃条約、子どもの権利条約、拷問等禁止条約等がある。

るのに貢献した。

人権に関する議論は、1990年代に入り、新たな展開をみせることになる。1980年代後半から始まった東側社会主義諸国の自由主義経済への移行および冷戦の崩壊により、先に述べた人権概念をめぐる東西 2 ブロック間の対立が解消することとなったのである。このことは、自由権と社会権の垣根を取り払い、性格を異にするこの二つのタイプの権利が補完的な関係にあることが広く認識されるための重要なきっかけとなった。1993年に開催された世界人権会議では、人権の不可分性、自由権と社会権の相互補完性が改めて確認されることとなった。

2-2 開発と人権

2-2-1 国際社会と開発

開発援助の始まりは、1920年代に、植民地に対して宗主国が提供した援助金であると考えられている。そのようにして始まった開発援助あるいは開発協力が、国際社会にとって重要な課題として認識されるようになったのは、第二次大戦後のことであった。第二次大戦後の世界の秩序と平和の維持のために構想された国際連合は、その憲章の前文で、「すべての人民の経済的及び社会的発達を促進するために国際機構を用いること」への決意を表明した。そして、大戦後、植民地状態に置かれていた国々が次々に独立を果たすなかで、これらの国が、経済的にも社会的にも順調に発展の道を歩めるように、国連や欧米の「先進国」が国際協力を開始した。

こうした開発協力が、当初、開発の目的と考えたのは、経済成長の達成であった。そのために、大規模な施設整備への投資がおこなわれ、産業化や工業化が推進された。達成度を測るために用いられたのは、国民総生産や国内総生産であり、国を単位とする経済指標が改善すれば、開発は達成されたと考えられた。たとえ、こうしたマクロレベルの状況の改善が、最初は限られた人間しか潤さないとしても、長期的には開発の恩恵はその国に住む全ての人々に浸透していくだろうと考えられた。

しかし、トリックルダウン (trickle-down) 理論とも呼ばれる、このような考え方は新興独立国の開発が進められる過程で、その有効性に疑問が投げかけられることになる。多くの国で、想定されたようなトリックルダウンは実際には起こらず、経済成長が達成されても、貧富の格差が縮まるどころか拡大するといった事例が報告されるようになったのである。そうした経験を踏まえ、1970年代には、人間が生きていくために、最低限、必要な食糧と社会サービス (具体的には、医療、衛生、初等教育) を充足させることを最重視する基本的ニーズアプローチ (Basic Human Needs Approach: BHN Approach)

が提唱されるようになった⁸。

基本的ニーズアプローチは、産業の育成とマクロ指標の改善に重点を置く従来のアプローチとは、明確に一線を画するアプローチである。開発理論の主流の座を占めることになったということは困難かもしれないが、このようなアプローチは、マクロの指標改善を追求することによっては解決できない問題の存在に目を向けることの重要性の認識に結びつき、社会開発の重視、および人間一人一人の生活の充足に焦点を当てたアプローチや手法の開発へとつながっていった。その流れは、開発の進め方という観点からは、持続的で公正な開発の実現を重視する立場に立ち、個々人の開発プロセスへの関与を重視する参加型開発のアプローチにつながり、開発の成果の測り方という観点からは、1990年に国連開発計画（UNDP: United Nations Development Programme）が発表した「人間開発報告書」および人間開発指標¹⁹につながっていった。

現在、開発協力は、国連機関、二国間援助機関、NGOを主要なアクターとして、展開されてきている。日本は、政府開発援助としては、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: JICA）と国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation: JBIC。JBICについては、2008年度に国際協力機構への統合が予定されている。）の二組織を主な二国間援助機関として協力を展開している。また、活動の歴史が短いこと等が理由となって、資金や活動の規模という面では欧米のNGOより小規模にとどまっているが、日本のNGOによる国際協力も少しずつ経験と実績を積み重ねてきており、日本の社会からのNGOへの認知と関心も広がりつつある。

また、アプローチの試行錯誤と軌を一にするように、開発の目的である福祉の実現に関連して、貧困概念にも変化が起こってきている。すなわち、単に所得が不十分な状態として貧困を把握するのではなく、アマルティア・セン（Amartya K. Sen）が提唱するような、開発を人間の選択肢を拡大するプロセスと捉え、それを可能にする自由が重要と考えて、そうした自由が剥奪された状態を貧困と捉える考え方が重視されるようになってきた。このような、貧困を自由の剥奪と関連づける認識の変化は、後の、開発における人権の重視に結びついていった。

⁸ ILO（国際労働機関、International Labour Organisation）が、1972年に発表した報告書のなかで求めた開発戦略の転換（生産的雇用の拡大、貧困の根絶、極端な不平等の縮小、および成長の成果のより平等な分配の実現）が大きなきっかけになったと考えられている。

⁹ 教育の普及（成人識字率）、保健衛生状態（平均余命）、経済状況（一人当たり国内総生産）の3分野のデータを総合的に指標化して、一国の開発の達成度を測ろうとする。国民総生産や国内総生産を用いて開発の達成度を測っていた、それまでのアプローチからの大きな変化であった。

2-2-2 開発と権利

個々人の福祉への視点が徐々に現れてきていたものの、1990年代までの開発の歴史をふりかえったときに、開発が権利との関連で議論されることは、非常に限られていた。開発の分野で権利が語られるのは、①開発が環境や地域住民に及ぼす影響を、NGO等が権利の侵害として告発する場合、②援助国が、援助条件として受け取り国の人権状況を問題にする場合、③北欧諸国等が、主に自由権の伸長を目指した支援を展開する場合に限られていた。

①のケースの代表的な例としては、世界銀行や日本政府の融資により、インドで進められていたナルマダ川流域のダム建設計画が引き起こした問題がある。ダムの建設により、地域の住民の大規模な移住が必要になったが、移住先での生活条件が当初の約束とは全く異なるものであったり、また、補償の対象となる住民が限られていたために、土地所有権や住民としての登録がないまま、何世代にもわたって、その地に住み続けてきた先住民族を含む人たちが補償の対象にはならないといった事態が生じ、そうした状況を、住民や支援グループが重大な人権侵害として告発し、居住権や生活権の回復を訴え、影響を受けた人々の暮らしを取り戻そうとした。

②は、人種差別的政策や非民主的政策をとる政権が、その国に住む人々の人権を著しく侵害しているとし、そうした政策をとる政府に対しては、開発協力を提供しないとするケースである。これは、援助が相手国の住民に適切に届くものになるようにするための援助供与国側の方針であるが、同時に供与国政府が、開発協力を政治的に利用するケースとも言うことができる。開発と人権の関係について以前から発言してきた数少ない研究者の一人であるカタリナ・トマチェスフスキー（Katarina Tomasevski）は、1992年に出版した「開発援助と人権」のなかで、このアプローチを説明し、「人権の役割は、開発援助の根本理念となろうとすることではなくて、むしろ矯正的なものである」と語っている（トマチェスフスキー、1992年、p. 39）。開発と人権の関わりを長く追ってきた著者の言葉であるだけに、現在からふりかえると大きな時代の変化を感じる。彼女の著作も、開発協力「業界」の人々には、大きな影響力は持たず、①のような、開発の負の影響に関心を持つ人権関係の人々の間での影響にとどまっていた。

③は、ノルウェー、スウェーデン、オランダ、カナダといった国々が、公正な社会の実現という観点から権利に関連する支援をおこなっていた事例である。三輪は、1990年代始めにタイで勤務していた際に、女性NGOがおこなった女性の政治参加を促進するセミナーに出席したことがあるが、そのセミナーに対しては、カナダ政府が支援をおこなっていた。挨拶に立ったカナダ国際開発援助庁（Canadian International Development Agency: CIDA）のタイ事務所代表は、カナダ政府が、公正で民主的な社会の実現を支援することを重視していること、そのためには民主主義的な政治プロセスへの女性の参加が保障されることが重要であると述べていた。こうした支援は、いわゆる自由権（市民

的・政治的自由)の実現、なかでも民主的な選挙プロセスへの広汎な市民の参加を促進するタイプの支援が中心であった。途上国の住民の多くにとって大きな意味を持つ社会権(経済的・社会的・文化的権利)の実現については、当時、国際機関や二国間援助機関は、支援の枠組みとして認識していなかった。また、開発と権利を結びつけた国際的な宣言として、1986年に国連で採択された「発展への権利に関する宣言」(Declaration on the Right to Development)¹⁰があるが、「途上国」主導で採択されたこの宣言は、「途上国」への援助を「先進国」の義務と位置づけるなど、援助を供与する側である「先進国」が積極的に支持したい内容ではなかったため、開発協力においては、ほとんど影響力を持たなかった。

2-3 「権利をよりどころにするアプローチ」の登場

このような、開発における権利の限定的な扱いは、1990年代の半ばから後半にかけて、劇的な変化を遂げることになる。権利が、開発や開発協力の中心的理念として語られるようになったのである。こうした変化をもたらした背景には、大きく分けて、二つの理由が存在すると思われる。

第一に、冷戦の終了に伴う、権利に関するイデオロギー的理解の変化がある。冷戦期、自由権と社会権の伸長には、イデオロギー的対立が色濃く反映していた。すなわち、西側自由主義社会が自由権を重視し、自由権こそが人権だと考えたのに対し、東側社会主義陣営は、社会権を重視する立場を取り、自由権の保障には消極的だった。冷戦の終了とともに、こうした権利をめぐるイデオロギー対立が消滅し、そのことによって、結果的に自由権と社会権の間の垣根が氷解し、両者が相互補完的であることへの理解が浸透するようになった。それにより、「途上国」の多くの人々にとって日常的な課題である食糧の確保や教育の普及を、社会権の実現という観点から認識しやすい環境が生まれた。社会権には、漸進的実現という法执行的観点からは曖昧な性格があり、そのために、研究者の間では、社会権を自由権と同格に論じることには今でも根強い違和感があることは事実であるが、社会権の実現を国際的な課題として議論しやすい状況ができてきたことは大きな変化である。

第二に挙げられるのは、前述したように、貧困概念の変化と共に、開発の定義や目的にも変化が起こり、エンパワメントに代表されるような人権の実現と密接に結びついた概念が、今や、開発の定義、プロセス、目的を特徴づけていることである。国連開発計画が発行してきた一連の人間開発報告書、世界銀行の世界開発報告 2000/2001年版に端

¹⁰賛成 147、反対 1、棄権 8 で採択された。反対したのはアメリカ合衆国。棄権したのは、デンマーク、フィンランド、ドイツ連邦共和国、アイスランド、イスラエル、日本、スウェーデン、イギリス。アメリカは、その後、発展の権利をなんらかの国際法上の原則とみる考え方を拒否する旨の意見書を発表している。(田畑、1988年、p. 311-312)

的にみられるように、国際協力の潮流や目標に大きな影響を与えてきている国際機関も、センの貧困概念などを援用し、個人の自由の拡大、選択肢の拡大のプロセスとして、開発を理解するようになってきた。センの考えに立てば、自由と開発には明確なリンクがあり、政治的自由の獲得と経済的ニーズの充足の間にも強い関連性があることになる。センは、「自由と経済開発」のなかで、次のように述べている。

「経済的ニーズが逼迫しているときには政治的自由が後回しになってもしかたがない」のではなく、「経済的ニーズが逼迫していればいるほど、政治的自由の必要性も高い。」（セン、2000年、p.167、括弧筆者）¹¹

このような形での開発の理解は、自ずと個人の自由そして権利に焦点をあてた開発概念の理解へとつながる。これら二つの要因が有機的に結びつく形で、開発および開発協力における人権の重要性が受け入れられるようになってきたと考えられる。

さらに、冷戦終了後、東欧諸国、ソ連の支配下にあった独立国家共同体（Commonwealth of Independent States: CIS）諸国、インドシナ諸国等、旧社会主義諸国が、資本主義経済へと移行するなかで、このプロセスを滞りなく進めることが旧西側諸国にとっての重要課題の一つとなり、「民主主義」「ガバナンス」「法の支配」等が開発協力の重要概念と位置づけられるようになったことも、開発のプロセスにおける権利の重要性を語りやすい土壌の形成に役立ったとすることができるだろう。こうした権利をめぐる状況の変化のなかで、権利をよりどころにするアプローチが注目されるようになってきた。

2-4 「権利をよりどころにするアプローチ」に基づいた支援

「権利をよりどころにするアプローチ」とは、人権と社会経済状況の改善を不可分のものとして考え、開発における様々な取り組みを、権利の実現という観点で捉えるアプローチである。教育の普及が実現していない地域に住む子どもの問題は、これまでであれば、「ミナには教育が必要である」と認識され、そのニーズを満たすための働きかけをどのようにおこなうかが問題であった。権利をよりどころにするアプローチでは、同じ問題は、「ミナには教育を受ける権利がある」として認識されることになる。国連機関のなかではユニセフ、二国間援助機関のなかでは英国国際開発庁（Department for International Development: DFID）、主要 NGO では、アクションエイド（ActionAid）、オックスファム（Oxfam）、ケア（Care）といった機関が、1990年代の後半に、同アプローチの推進を前面に押し出すようになった。開発プロジェクトによる環境破壊や強制移転を重大な権利侵害という観点から告発していた NGO にとっては、このような開発と

¹¹ 訳語は、少し変えさせていただいた。

権利の融合は、目新しくはなく、むしろ遅すぎる現象として捉えられるかもしれないが、国際機関やいわゆるサービス提供型の NGO が、権利をよりどころにするアプローチを自分たちの方針として打ち出してきていることが大きな変化である。また、国連は、1997年に事務総長の報告書として発表した「国連を刷新する：改革のためのプログラム」(Renewing the United Nations: A Programme for Reform) のなかで、15項目の優先課題の一つとして、国連の全てのプログラムと活動に人権を統合することを表明した。

権利と開発を不可分のものとして認識する (Uvin, 2004、 p.122) 同アプローチは、従来の開発協力の取り組みからの大きな転換を要求することになる。これまで、不十分な教育サービス、保健医療サービスの不備等の問題として認識されてきた課題は、教育、医療等への権利が侵害された状況と捉えられ、権利の充足を阻む要因を取り除き、権利を実現することが目標となる。開発の恩恵を被る人々は、これまでは、開発の受益者 (beneficiaries) あるいは開発への参加者 (participants) と呼ばれていたが、権利をよりどころにするアプローチでは、権利を有する人 (rights-holders) と認識されるようになる。

このような認識の変化は、開発のこれまでの取り組みに、根本的な変化をもたらす可能性を秘めているだろう。まず、いわゆる「参加型開発」の取り組みに大きな変化を起こす可能性があるのではないか。「参加型開発」は、1980年代後半から、開発及び開発協力のなかで最重要概念の一つとして扱われ、あらゆる開発協力機関が重要なアプローチとして取り上げるようになった。外部や中央政府からの押しつけではなく、地域や住民一人一人の課題と要望に丁寧に対応することによって、公正で、効果が高く、持続的な取り組みをおこなおうとする参加型開発の考え方は、開発のあらゆるプロセスで重要とされるようになっており、参加型開発を標榜するプログラムやプロジェクトも数多く実施されてきているが、理念に忠実な形で参加型開発と呼べる取り組みがおこなわれてきているかについては、注意深い検証が必要である。参加型開発を謳っていても、現実には、ほとんどの計画が事前にできあがっている場合や、意思決定プロセスへの関与についての何らの保証なく「参加型」とされる話し合いがもたれている場合等、取り組みの内実が参加型なのかどうかについては、疑問の声も多い。何より重要な要素として、何が課題でどのような取り組みが必要かを参加型プロセスによって決めていくことが挙げられるが、そのような事例は残念ながら少ないのが実情である。

人々の権利の実現を最重要と考える権利をよりどころにするアプローチに立てば、開発のプロセスへの参加は、一人一人が当然、保証されるべき権利と理解されるだろう。権利をよりどころにするアプローチは、その主張するところが誠実に理解されるならば、参加型開発という概念以上に、住民一人一人の存在と課題と希望を認識し、尊重すべきことの重要性を、明確に浸透させることができると思う。参加型開発の誠実な実践に向けた本質的な変化を生むことができるアプローチになりうるのではないだろうか。

その際に、住民一人一人への視点の強化に加え、権利をよりどころにするアプローチ

が参加型開発の実践に貢献できる点としては、地域の多様性を認識したうえで、とりわけ地域内で声を出しにくい、立場が弱い人々のニーズや意向を、他のグループの人々と同様に重要なものと考え、耳を傾け、地域の課題として取りくんでいくことを促せることが挙げられるだろう。意識的であれ無意識的であれ、社会により、周縁におかれ排除されてきた人々の声を平等に取り上げることの必要性と重要性を浸透させることにも、権利をよりどころにするアプローチが貢献できるなら、開発のプロセスに対し、革新的といえる大きな変化を及ぼすことができるのではなかろうか。

3. 「権利をよりどころにするアプローチ」に基づく女性への支援（三輪敦子）

3-1 権利をよりどころにするアプローチとジェンダー

開発が、地域の様々な人々の課題とニーズに応えるものにならないといけないことは長く主張されてきているが、その際に、ジェンダーが最も重要な要素の一つになることに、おそらく異論はないだろう。女性と男性の異なる役割、異なる課題とニーズ、そして異なる関心と希望を正確に把握するために、様々な分析手法が試みられ、努力が積み重ねられてきた。しかし、前述のように、多くの場合、何をやるかは事前にほとんど決まっているケースも多く、ジェンダーの視点そして様々な住民の異なる声を反映した参加型開発への歩みは遅々としたものであった。参加型プロセスがとられていても、各地域のジェンダーに配慮した実施方法でなければ、実質的な効果が薄い場合もある。たとえば、女性は、フォーマルな話し合いの場で自分の考えを明確に述べることに慣れていない場合が多い。さらに、教育の機会に恵まれなかった女性たちのなかには、大勢の人の前で自分の名前を口にした経験さえない女性も多い。また、文化によっては、男性、それも地域内で社会的地位が高いと考えられている男性の前では、率直に意見を述べにくい場合もある。こうしたことに十分、配慮しないと、女性の声に耳を傾けながら開発を進めているとは言えないだろう。結果として、意思決定プロセスに声を届けにくい人たちの関与を重視する考え方が主張されてきてはいても、実際にそうした理念が現場で丁寧に実践されているケースは、そう多くないのが実情である。

前項でも述べたとおり、権利をよりどころにするアプローチは、参加型開発の誠実な実践を促すことができるアプローチであり、ジェンダーや他の要因に基づく社会の構造や文化に根ざした困難さを克服できる可能性を秘めている。人権が、どこの誰にでも保証されるべき概念であることが字義通りに理解されるならば、一人一人の女性の人権が尊重されるべきことは、当然、認識されることになるだろうし、一人の女性を、他の男性や様々な社会グループの個人と平等に扱わなければならないことも導き出されるだろう。そのことが、社会のすべての構成員の声を誠実に反映した開発を促す可能性は高いのではないか。

しかし、女性の人権に関して、人権一般についての理解が上述した流れを生むと簡単に信じることは危険であろう。権利や人権は、残念ながら多くの国や地域で、「西洋の考え」であり、教育を受けた「フェミニスト」のエリート女性たちの考えであり、当該地域にはなじまないと理解されることも多いのが現実である。地域の有力者や他の家族がそのように考えた場合、女性自身が人権の実現に向けて動いても、反対や反発に遭うことも多い。地域のやり方に異を唱えたとして、ひどい場合には、これまでよりも抑圧的な状況に置かれてしまうこともある。そして、このような場合に、最もよく使われる理由として、「伝統」や「文化」が挙げられる。

こうした反発に対抗するツールの一つとして、女性差別撤廃条約を活用する実践がある。法的拘束力を持った取り決めとして、条約を活用するアプローチである。たとえば、国連女性開発基金（United Nations Development Fund for Women、ユニフェム）は、権利をよりどころにするアプローチに基づく活動として、1990年代後半以降、女性差別撤廃条約の国内での実施を支援する活動を展開してきた。政府間での法律であり、政府が国際社会に向けておこなった公的な約束である条約の性質を活用し、条約に規定されている文言が国内で誠実に実施されるように求めるのである。各国内における条約の内容の広報活動に加えて、条約締約国が提出を義務づけられている政府報告書の審議がおこなわれる女性差別撤廃委員会へのオブザーバー参加、政府報告審議に先立つ委員会メンバーとの会合、NGOによるシャドウ・レポートの作成等を支援してきている。このような機会により、各国の女性たちは、自国の政府代表が委員会の場でどのような意見を表明し約束をしたかを確認し、それを国内でのさらなるロビイングに活用するのである。

このような活動からは、日本の女性が学べる経験も数多い。そして、実際に女性差別撤廃条約を後ろ盾にして、裁判で成果を勝ち取った事例も出てきている。裁判で条約が引用されることが少ない日本において、女性の人権を実現するために条約を活用した特筆すべき事例であると言える¹²。

また、土地所有権や水への権利等、社会権の重要性についての理解が浸透したことにより、女性の生活に重要な変化を起こすことができる分野への取り組みにあたって、権利を活用できる可能性が広がっていることは確かである。人権の普遍性についての理解が、女性や様々な社会グループへのまなざしと共に進むなら、権利をよりどころにするアプローチの可能性は大きいと言えよう。では、権利の実現を掲げて、女性への支援をおこなっているNGOは、どんなアプローチで活動を展開しているのだろうか。本章では、権利をよりどころにするアプローチの可能性を、ジェンダーの観点から具体的に検証する第一歩として、スリランカとインドでおこなった調査結果を紹介したい。調査の目的でも述べたように、権利をよりどころにするアプローチが、「途上国」の農村部に暮らす女性の生活に、具体的にどんな変化をもたらしているのかを検証することが目的であったため、農村部で、女性とともに活動しているNGOを調査対象として選んだ。NGOの選定にあたっては、アジア太平洋地域で、女性の権利のために活動してきている地域NGOである、国際女性の権利監視機構アジア太平洋支部（International Women's Rights Action Watch – Asia Pacific: IWRAW-AP）、国連女性開発基金（ユニフェム）本部及びバンコク事務所とデリー事務所等の協力を得た。

3-2 スリランカの経験から

¹²この経緯については、宮地光子（監修）、2005年『男女賃金差別裁判「公序良俗」に負けなかった女たち-住友電工・住友化学の性差別訴訟』明石書店等を参照。

3-2-1 調査方法

スリランカでは、国連女性開発基金のスリランカにおける前ジェンダー・アドバイザーであるスリヤニ・ペレラ氏 (Ms. Sriyani Perera) のアドバイスを得て、南部タンゴール近郊のレカワ開発基金 (Rekawa Development Foundation) と、同じく南部ハムバントタ近郊のワラウェ女性協会 (Walawe Women's Society) という二つの NGO を選び、スタッフに対して、質問票による調査を実施した後で、フォーカス・グループ・ディスカッションをおこなう形での調査をおこなった。レカワ開発基金からは 15 名 (年齢は 18 歳から 38 歳、うち男性は 4 名)、ワラウェ女性協会からは 16 名 (年齢は 18 歳から 54 歳、うち男性は 1 名) のワーカーに調査に協力してもらった。さらに、それぞれの NGO の支援対象となっている女性のなかから、各 NGO につき 2 人、計 4 人を選び、詳しい聞き取りをおこなった。

調査は、三輪が作成した質問票に基づいて、スリランカ人 (今回の調査 NGO が用いている言語であるシンハラ語使用者) の調査協力者であるニハル・ランブクウェラ氏 (Mr. Nihal Rambukwella) と調査方法をすりあわせたうえで、調査協力者に質問票とフォーカス・グループ・ディスカッションによる調査を依頼し、共同研究者である三輪が、追加のフォーカス・グループ・ディスカッションを実施した。その後、さらに、調査協力者が追加調査をおこなった。三輪がフォーカス・グループ・ディスカッションや聞き取りをおこなった際には、調査協力者が英語からシンハラ語への通訳をおこなった。三輪に関しては、通訳を介しての情報収集であるという限界があることを指摘しておきたい。

3-2-2 調査協力 NGO について

レカワ開発基金は、1991 年に、海岸線の環境問題に関心を持つ地域の 6 人の人々によって設立された NGO である。従って、当初は、海岸線の保全、植林、珊瑚礁の保護等、環境関連の活動が中心であったが、環境保護が持続的に推進されるためには、地域の人々の生計手段の確保や福祉の問題の改善が必要なことが認識されるようになり、それらの分野での取り組みが進むなかで、徐々に権利の問題が重要視されるようになってきた。

スリランカの南部は、2004 年 12 月のインド洋大地震の際の津波により大きな被害を受けた地域で、様々な援助機関からの多額の資金が入っている。レカワ開発基金も、後述するアクションエイドの他に、オックスファムから津波復興支援のための資金を得て、活動している。有給の専従スタッフは 2 名で、プロジェクトからの資金により期限付きで給与が支払われることはあるが、基本的に、ワーカーはボランティアで関わっている。

ワラウェ女性協会は、1992年に、当時、地域に行政官（Division Secretary）として赴任していた男性の勧めにより、25人の女性が集まって設立された。各地域で、協会の会員になった女性が自助グループをつくり、女性自身が地域レベルで問題解決をはかれるようになることを重視してきている。健康問題、家族計画、生計創出等が主な取り組み分野だが、活動を展開するなかで、女性の権利の実現も活動の柱の一つとなっている。プロジェクトの資金により手当が支給されるワーカー以外に、専従の有給スタッフはおらず、代表をはじめ、全員が、農業等に従事する傍ら、ボランティアで関わっている。現在は、アクションエイドの津波復興支援プロジェクトから資金を受け取っており、10名のワーカーに対して手当が支払われている。6000人以上の会員を擁する組織になっており、会員からは、一人当たり5ルピーの会費を徴収している。

今回、調査に協力してくれた2つのNGOは、両方とも、国際NGOであるアクションエイドから支援を受けているが、アクションエイドは、津波復興支援にあたり、6項目の重要分野を設定している。すなわち、緊急的な人道的ニーズへの対応、心理的社会的福祉の実現、生計創出、キャパシティ・ビルディング、平和と正義、グッドガバナンスの6項目であり、女性の権利と子どもの権利を含む人権の実現は、キャパシティ・ビルディングの一環として位置づけられている。しかし、今回、調査に協力してもらった2NGOが実施するアクションエイドのプロジェクトのなかで、女性の権利の実現が具体的にどのような活動を指すのかは明確に示されていないようで、活動への女性の参加を促し、女性に対する支援をおこなうといった理解のようであった。

写真1：ワラウェ女性協会



3-2-3 権利の実現を掲げた女性への支援はどのようにおこなわれているか

両NGOとも、地域レベルの活動は、フィールドワーカーによっておこなわれており、ほとんどの場合、活動する地域の出身者が担当している。生まれ育った地域で活動する

ので、支援する地域の人々の問題について既に情報を持っている場合もあり、地域の実情に即した、きめ細かい支援を促す要因となっている。双方の NGO とも、女性への働きかけは、地域の女性を集めてグループをつくることから始まる。女性グループは、定期的集まり、自分たちの生活について話し合い、どのような支援を必要としているかを出し合う。日々の生活に忙しい女性たちでグループをつくることは常に簡単に進むわけではなく、最初は、自分たちのことについて多くを語りたがらない場合も多いが、グループで集まるうちに、次第にいろいろな話が出てくるようになるとのことである。

ワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッションでは、双方の NGO とも、人権を重要課題として考えているとの発言が聞かれ、人権の分野の取り組みへのワーカーの意欲も感じられた。支援を受けている地域の女性への訪問に同行する機会もあったが、両 NGO とも、女性に対する暴力や近親姦といった、困難で神経を使う問題に悩む女性への支援もおこなっており、女性たちの日常生活に深く入り込んで支援をおこなっている様子がうかがえた。そして、こうした分野への支援をおこなうなかで、人権の実現が、日常生活のなかの重要課題のひとつであることが自然に理解されてきているようであった。女性への訪問に同行し、実際に聞き取りをおこなった事例からは、両 NGO のワーカーたちが、厳しい状況に置かれている女性たちに対し、様々な形で具体的な支援をおこなっていることが理解できる。どのような状況の女性たちに対し、どのような支援を展開しているか、ワーカーに同行して、三輪が話を聞くことができた女性たちの状況を次に紹介したい。

【女性 A】

レカワ開発基金の支援を受けているこの女性は、息子 2 人、娘 3 人の計 5 人の子どもを抱えている。夫はアルコール依存症で、収入全てを飲むことに使ってしまう、飲むと家族に対し暴力をふるう。依存症の影響か、妻が自分に毒を盛っていると疑って、家族全員を追い出し、窓を閉め切った家で、一人で生活するようになってしまった。そのため、女性と子どもたちは、敷地内の少し離れた場所に小さな小屋を建てて生活している。女性が一人で、家族の生計を立てている状態で、彼女は、まだ結婚していない子どもの将来を案じていた。レカワ開発基金は、女性に対してミシンを提供し、女性は、枕カバーを縫って収入を得ている。女性は、レカワ開発基金の研修に出た経験があるので、女性に対し権利について聞いてみたところ、「良くはわからない」との答えが返ってきた。しかし、研修自体はとても楽しかったようで、また機会があったら行きたいと話していた。自助 (self-help) の精神について学んだと語っており、女性同士で集まって何かできるならやりたいとも話していた。その際の具体的な活動としては、縫製やお菓子作りを挙げた。レカワ開発基金のワーカーは、現在、夫の手に渡っている月 5000 ルピーの津波復興支援金が女性に手渡されるようにならないか、行政に交渉している。

【女性 B】

レカワ開発基金が支援する女性 B は、薬物中毒の 26 歳の息子からの性的虐待を含む暴力に悩まされている。彼女自身は 52 歳で、自分自身で生計を立てることがままならないため、親戚等からの支援で生活している状態である。26 歳の息子の仕事のことや結婚のことを尋ねても、「わからない」と答え、弱々しくほほえみながら首を横に振るだけで、質問への明確な答えや自分の考えは返ってこなかった。周囲の人たちも、乱暴な息子を恐れ、公的機関に介入を頼んだり、法的措置を取ることを躊躇している。支援するワーカーも、彼女の話に耳を傾け、彼女のことを考えている人がいるというメッセージを伝えることによって彼女を慰め励まし、できる範囲での物的支援をおこなうことをしていく他には有効な手だてがないと考えているようであった。

【女性 C】

ワラウエ女性協会が支援している C は、18 歳の息子と 14 歳の娘がいる 53 歳の女性である。この女性は、過去に何度も男性の性的関心の対象となり、その結果、身勝手な形で捨てられるという経験をしてきた。そのような経験がトラウマとして残っていることも影響して、精神が不安定な状態のなかで生活している。聞き取りをした際には、ずっと自分一人で止めどなく話し続けており、娘にいい結婚相手を見つけて、いい家に住み、経済的に楽になりたいと語っていた。しかし、娘は心臓が悪くて学校に行っていないとのことであり、ワラウエ女性協会のワーカーによれば、精神面での発達障害があるとのことである。女性と娘は、栄養不良の様子であった。女性は、現在、ワラウエ女性協会の仲介で得た支援によって家を建ててもらっている最中で、さらに、ワラウエ女性協会は、トイレの建設を支援し、加えて、食糧、衣服、医薬品を提供している。精神面、心理面でのカウンセリングを受けるよう、女性に働きかけているとのことであった。

【女性 D】

ワラウエ女性協会が支援するこの女性は、13 歳の娘がいる女性で、夫はどこかで事業をやっている、時々、家に帰ってくるとのことであるが、お金を持ってくるわけではないと語っている。夫には、娘に対して性的虐待をはたらいているのではないかという疑いがある。女性は、ストレスと不安のなかで暮らしていることが見て取れ、それを周囲にぶちまけている様子で、そのようなこともあり、事業を始めるためにとワラウエ女性協会が、材料や資金を提供したものの、結局うまくいっていない。訪問した際は、かなりいらだっている様子で、ワラウエ女性協会のワーカーに、「毎日、話しに来るだけで何もしてくれない、何日も食べていないのだから食べ物をくれ。」と不平を言っていた。女性協会のワーカーは、丁寧に聞き役に徹していた。ワラウエ女性協会では、生計を立てるための手段にと、女性に自転車を提供したが、彼女ではなく、彼女の父がこの自転車に乗ってココナツを売り歩いている。

写真2：女性へのインタビュー



このような境遇にある女性に対し、両 NGO では、どのような支援をおこなっているのだろうか。現在のところ、話に耳を傾け、生活に必要なものを提供することが支援の主な内容となっており、女性に対し、権利そのものについて伝え、権利が実現するように行動するように働きかけるということは、特におこなわれていない。それぞれの女性は、地域で最も厳しい境遇に置かれている女性たちであることがうかがえるが、現状のなかで暮らしていただくだけで精一杯な様子で、研修に出たり、権利の話について耳を傾けようという気持ちになるのは簡単なことではないだろうと感じた。ワラウエ女性協会では、訪問を繰り返し、話を聞き、励まし、必要と感じられる物的支援をおこないながら、女性の権利についての啓発や自立支援に結びつけていくことを考えているとのことであった。

今回、訪問した女性たちは、どの女性も、女性に対する暴力にからむ問題に苦しんでおり、その意味で、最も明白な形で人権侵害を受けている女性たちであると言えることができるだろう。そのことは、両 NGO のワーカーたちも良く理解しているようであったが、しかし、こうした問題を、女性の人権の問題として正面から取り上げることは、必ずしも簡単なことではないことも感じられた。A のような女性に対する支援として、生計創出支援のようなタイプの支援はおこなわれているが、この支援により、暴力そのものの問題が解決するわけではない。インタビューのなかで、両 NGO のスタッフは、「まず、生活関連の基本的なニーズに対応する。その後で、権利についての話を始める。」と語っていた。では、権利理解をどのように促し、具体的な支援をどのように進めるのか、残念ながら、双方の NGO とも、まだ明確な展望と経験はないようであった。B の女性のような場合には、本人に対し、公的機関による介入や法的措置を取ることを薦めたり、ワーカーが公的機関と本人とを橋渡しするような支援も可能だろうと思われるが、それも、本人の理解と意思があってはじめて可能になることであろう。その段階に到達

するまでには、両 NGO のワーカーの権利理解や働きかけ方の経験は、まだ充分ではないように思われた。

権利をどのように伝えるのかという私たちの質問に対し、ワラウエ女性協会のワーカーたちが、ストリート・ドラマ¹³を実演してくれた。そのストーリーを以下に紹介しよう。

写真 3：ワラウエ女性協会の女性ワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッション



¹³ 舞台、小道具、衣装などの演劇的装置にこだわらず、街角で演じられる演劇。情報やメッセージを伝えたり、主張を訴えかけたりする際の、わかりやすく、関心を惹きやすい方法として、NGO等が用いる。

ワラウェ女性協会のワーカーによるストリート・ドラマ

登場人物

- ・父親（アルコール依存症）
- ・母親（一家の稼ぎ手）
- ・長男（仕事をせずに遊んでおり、入ったお金はお酒に使ってしまう。）
- ・次男（働き者で、母親や家族を助けている。）
- ・長女（家事等で母親を助けているが、収入を得る仕事はしていない。）
- ・次女（家事等で母親を助けている。就学中。）
- ・三女（服や化粧品にお金を浪費し、気ままな生活を送っている。）
- ・四女（赤ちゃん。母親の母乳が充分に出ないので、いつもお腹を空かせて泣いている。）

ストーリー

父親は、毎晩、家に帰ってくると、お酒を飲み、家族と言い争いを始め、暴力をふるう。家族は、そんな父親を恐れて生活している。母親が一家を支えているのだが、食べるものも充分にない状態である。長男は、ろくに仕事もせずに、母親にお金をせびっては、飲むことに使っており、母親の頭痛の種である。母親を困らせる長男を救うのは、いつも次男で、そのために長男と次男は良く喧嘩している。母親は、生活の苦境に耐えきれず、一度、自殺をはかったことがあるが、子どもたちに命を救われた。

そんな一家の窮状を知ったワラウェ女性協会のワーカーが、母親のところを訪れ、彼女に話をし、彼女の権利についても伝え、時間をかけて彼女を説得し、酔っていないときに夫に話をしてはどうかと促した。

ワーカーは、母親が小さな事業をおこせるように支援もした。母親は、この支援に大変感謝し、長女と次女の助けを借りて、事業を始めた。ずっと後になって、三女も、一緒に手伝ってくれるようになった。

女性たちは、収入が入るようになって、嬉しかった。何をするかも、自分たちがやりたいように考え、決めることができる。つくった品物が良く売れるマーケットも見つかり、次男は、商売の仲介人をやってくれた。長男も、繰り返し、説得されて、活動に加わるようになった。三女も、やっと家族のことを考えるようになり、これまでのような振る舞いをやめ、浪費もしなくなった。母親は、自分の夫が酔っていないときをつかまえて、彼にいくらかのお金を渡した。彼は、妻に対するこれまでのような行いをやめるように言われ、女性の権利についても聞かされた。母親や娘に何度も説得されて、とうとう父親も事業を手伝うことに同意し、お酒を飲むこともやめた。家族は幸せに暮らすようになった。

ワーカーたちの演技は熱がこもった迫力のあるもので、家族の窮状や、家族が協力して状況を改善していくことの必要性を強く訴えかけるものであった。このような形で、程度の差はあれ地域の多くの家庭が経験している状況を客観的に提示することの意義は小さくないと考えられる。自分に関係することであっても、問題の深刻さや解決の重要性は、身近であるが故に見えにくいことがある。こうして、劇を観るという経験を通じて自分たちの状況と出会うことで、現実がより明確に見えてくる場合があるだろう。そのなかで、権利のことを耳にするのも貴重な機会だと思う。しかし、権利そのものについてのメッセージは、劇のなかで丁寧に伝えられているとは言い難く、組織としての権利の位置づけが明確におこなわれておらず、ワーカーおよび支援女性への権利の伝え方について、まだ十分に経験が蓄積されていない段階であることは、劇からも感じられた。劇を通じて、権利そのものの意味と重要性を浸透させるためには、さらに改良と工夫が求められるだろうと感じた。

3-2-4 ワーカーたちの権利理解

ここでは、質問票を用いた調査による答えと、質問票調査の後におこなったフォーカス・グループ・ディスカッションの結果から、両 NGO のワーカーたちの権利理解について考察してみたい。調査方法でも述べたように、レカワ開発基金から 15 名、ワラウエ女性協会から 16 名のワーカーを選んで、質問票調査とフォーカス・グループ・ディスカッションを実施した（質問票については Annex I を参照）。

写真 4：レカワ開発基金のワーカーたち



質問1（地域の人々に対して、権利について伝えたり、権利についての意識を高めることに難しさを感じますか。感じるとすると、どんな点が難しいでしょうか。）に対しては、レカワ開発基金の15人全員、ワラウェ女性協会の9人が難しさを感じると答えた。ワラウェ女性協会の7人の女性ワーカーは、難しさを感じないと答えた。どんな点が困難なのかについては、以下のような点が挙げられた。

- ・人々の教育レベルの低さ
- ・伝統的・保守的態度
- ・権利についての無知
- ・家族の前で自分の意見を述べることを躊躇するメンタリティ
- ・家庭内における男性優位
- ・夫の反発
- ・女性の自分自身に対する劣等感
- ・研修に参加する時間を女性が取れないこと
- ・男性の関わりの低さ
- ・貧困

質問2-1（女性が自分自身の権利を実現しようとしたときに、他の家族や地域の人々との間で摩擦や反発が起こったことはありますか。）に対しては、ワラウェ女性協会の16人全員、レカワ開発基金の15人があると答えた。ただ一人、ないと答えたレカワ開発基金のワーカーは、「女性は穏やかで、従順なので、そのようなことは経験したことがない。女性は権利のことについて話したりしない。」と答えている。摩擦や反発の理由としては、以下のような点が挙げられた。

- ・家庭における男性優位（19人）
- ・女性の自由のなさ（6人）
- ・摩擦や反発に対処するための能力が女性にないこと
- ・権利に関する知識の不足
- ・社会が権利を良く理解していないこと
- ・家事の負担
- ・法的措置を取ることへの躊躇
- ・アルコール依存症
- ・女性のニーズへの無関心

そして、これら全ての理由の背景にあるものとして、男性優位と父権性の存在が挙げられた。摩擦や反発は、家庭内暴力、虐待、移動の自由や地域活動への参加の制限、女

性に自分の意見を言わせないこと、女性を奴隷のように働かせること等の形になって現れる。「村を変えようとしている」と女性を非難し、そのことによって、彼女の考えや行動を侮辱することもある。

では、そのような摩擦や反発に対して、両 NGO は、どのような行動を取るのだろうか。質問 2-2（組織として、そのような摩擦や反発に対し、どのような行動を取りましたか）に対して、ワラウエ女性協会の 12 人、レカワ開発基金の 15 人は、地域における女性差別撤廃条約、世界人権宣言、子どもの権利条約等についての啓発や研修が主要な活動と述べた。その他には以下のような活動が挙げられた。

- ・ 権利に関するワークショップやセミナー
- ・ 地域内での対話や話し合い
- ・ グループの組織化
- ・ ストリート・ドラマ等を用いた女性に対する暴力や児童虐待を防止するための啓発
- ・ 仲裁
- ・ 法的支援
- ・ カウンセリング

質問 3（女性と男性に権利について伝える際、どんな方法を取っていますか）に対しては、ワラウエ女性協会の 16 人、レカワ開発基金の 12 人は、女性の権利や子どもの権利に関するワークショップやセミナーが効果的と答えている。16 人は、話し合いや対話が有効と答えた。ストリート・ドラマは、メッセージを一度に多くの人々にわかりやすく伝えるのに効果的とのことである。国際女性デーや子どもの日に向けてキャンペーンを企画し、チラシを配って訴えるという答えもあった。メッセージをプリントした T シャツを着たり、リボンをつけるという答えもあった。5 人は、意識向上への出発点として、所得創出活動をおこなうと答えた。収入を得ることにより、女性が絶望感のなかから抜けだし、自立に向けた意識が生まれるとのことである。

質問 4（女性差別撤廃条約や世界人権宣言等の条約や国際基準は、家庭や地域での摩擦や反発に対処するのに効果的でしたか。）については、全てのワーカーが、これらの条約や基準についての知識は、地域の人々を啓発し、摩擦に対処したり、問題に対応したりするのに効果的だと答えている。権利に関する教育は、ワーカーたち個人にとって有効なものであり、地域の人々が正しい行動を取ることに役立つという答えもあった。地域の人々に権利を実現するための行動を促すことができるよう、ワーカーたちを導く指針となっていることがうかがえる。

質問 5（女性が権利を用いることにより、生活を向上させたり、困難を解決できたというような成功例はありますか）については、両 NGO から、成功例と呼べるような事

例は残念ながら出てこなかった。半数以上のワーカーが、明らかな権利侵害である事例に遭遇しており、ワラウェ女性協会からは、女性に対する暴力について9件、児童虐待1件、レカワ開発基金からは、女性に対する暴力の事例9件が報告された。男性が女性に自由を認めないこと、アルコール依存症、薬物中毒等が背景にあり、息子から母への近親姦という形を取るような深刻な事例も報告されている。これらに対する有効な対策としては、経済的支援を挙げたワーカーが多かった。経済的な自立を通して、将来に希望が持てるようになり、自らが有する経済的権利や自由について認識するようになることが重要だとの考えである。そこからさらに進んで、暴力に脅かされずに生活を送る権利を回復するという観点から、義務を果たすべき機関である関係行政機関に働きかけたり、法的措置に訴えるといった方法によって、女性の状況を変えた事例についての報告は、今回のワーカーからはなかった。

写真5：ワラウェ女性協会のワーカーたち



3-2-5 スリランカの経験が教えてくれること

スリランカの NGO との調査からは、今回、調査に協力してくれたレカワ開発基金、ワラウェ女性協会の両 NGO のワーカーが、権利の実現を、自分たちの活動の柱の一つとして、積極的に取り組もうとしていることは明確に感じられた。そして、女性に対する暴力のような、重大な人権侵害であり神経を使う問題に取り組むなかで、ワーカーの間に、女性の権利の重要性についての認識が浸透しつつある様子がうかがえた。両 NGO とも、アクションエイドの津波復興資金を受け取っているが、前述のように、アクションエイドは、津波復興プログラムの柱の一つとしてキャパシティ・ビルディングを掲げ、その一環として女性と子どもの人権の実現を挙げている。調査時には、このような背景が理由となって、権利重視の姿勢や、女性の人権への取り組みの必要性を打ち出してい

るのではないかという懸念も持っていた。しかし、そのような要因は否定できないとしても、両 NGO が、ドナーからの要請に応えるというだけの理由で、権利に取り組もうとしているのではないことは感じられた。

しかし、両 NGO のスタッフとのフォーカス・グループ・ディスカッションからは、権利の重要性についての認識が、必ずしも権利についての明確な理解に結びついているわけではないことがわかる。レカワ開発基金のワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッションでは、「私たちが、まず、権利について学ばなければならない」との発言があり、学校等の場で権利について学んできているものの、権利を明確に理解していると自信を持って言える状態ではないことが明らかになった。権利が、何故、どのように重要で、どのように実現すべきかについては、十分に理解が浸透しているわけではないようであった。

権利の実現を目指した支援を実施する際には、両 NGO とも、まずは緊急かつ具体的なニーズへの対応から支援を始めている。女性に対する暴力のような、明らかに人権に関する問題であっても、まず、所得創出あるいはシェルター提供といった支援によって、日常生活に関する現実的な困難を緩和するための支援をおこない、そうした緊急の課題が解決された後で、権利についての話を始めるとのことであった。ワラウエ女性協会では、女性の日常的なニーズへの支援をおこなった後の方が、権利の問題についての話がしやすいとの理由から、支援当初は、女性の権利を課題として明確に投げかけることはしないとのことであった。そして、これは特に、男性を巻き込んだ取り組みが必要な際に重要になるとのことであった。女性による世帯への経済的貢献が増したり、一家の状況が良くなったことを夫が感じることであれば、女性の働く権利についての夫の理解も、ずっと進みやすくなるとの経験からである。これは、前述した、ワラウエ女性協会のストリート・ドラマの展開にも現れている認識である。女性のニーズに応え、生活を向上させることで、男性や家族による女性への認識を高め、そのことによって、女性の権利が理解されやすい土壌をつくっているとと言えるだろう。そうした働きかけを通じて、最初は、女性には男性と違う役割があると考えられる傾向が強く、家事と子育てが自分の領域と考えていた女性たちが、権利を学ぶことによって、伝統的な役割意識に縛られなくなるとともに、男性優位や男性の支配に気づくようになったことも語られた。

だが、「まずニーズに対応し、その後で権利の話を」とする両 NGO が、どのようなプロセスで、具体的に権利理解を促しているかについては、まだ経験が蓄積されていない印象を受けた。ワラウエ女性協会は、女性に対して研修をおこなっているが、そのなかでも権利の問題を強く打ち出しているわけではなく、権利は、むしろ、インフォーマルな話し合いの場で伝えることが多いとのことであった。現実的なニーズへの支援が、権利の理解と実現への支援に結びつくためには、組織としての権利理解、ワーカーや地域の人々に対して権利理解を浸透させる方法、さらには権利の実現に取り組む際の姿勢を、明確にしておく必要があるだろう。そのためには、両 NGO とも、侵害された権利

を回復し実現するための具体的な活動について、理解を深め、経験を積み重ねる必要があると感じた。

3-3 インドの経験から

3-3-1 調査方法

インドでは、西部に位置するマハーラーシュトラ州のプネ¹⁴という都市に事務所を置く、マスム (Mahila Sarvangin Utkarsha Mandal: MASUM) というNGOに協力してもらい、マスムが活動する40の村のなかから二つを選び、調査を実施した。調査対象村落として選ばれた、マルシラス (Malshiras) とワグハプール (Waghapur) は、両方とも、マスムによる活動の歴史が長い村であり、マスムのワーカーとして働いている女性が5, 6人存在する。そのため、村内でのフォーカス・グループ・ディスカッションの実施が可能なのが両村を選んだ理由である。

調査にあたっては、3グループの人々を対象に調査をおこなった。第一に、ワグハプール、マルシラス両村に住む女性たちである。第二に、両村に住み、マスムのワーカーとして研修を受け活動している女性たちである。社会階層や教育レベルは、第一のグループの女性たちと共通している。第三に、プネ等で、マスムの事務所スタッフとして活動している人たちである。彼女／彼らは、研修の際のファシリテーター等として村での活動に関わっている。

調査対象人数としては、第一のグループについては、二つの村それぞれで、高カーストと低カーストグループ、各16人を選んで調査への協力をお願いし、合計、64名の女性から情報を得た。ディスカッションにあたっては、高カースト、低カーストの2グループに分けて話し合いをおこない、女性たちが、率直に意見を言える環境をつくるよう配慮した。第二のグループについては、二つの村の、合計12名の女性スタッフが調査に参加した。第三のグループは、25名の事務所スタッフである。個人的な話にも調査が及ぶため、調査に先だって、調査に関する倫理規定 (ethical considerations) を配布し、情報は匿名で扱われることや、意見を述べることを拒否する権利があること等が事前に説明された。

村の女性、村の女性ワーカーに対しては、以下のような方法で調査をおこなった。

- ① 女性の事例を提示して、権利の問題について質問を投げかけるフォーカス・グループ・ディスカッション

¹⁴ マハーラーシュトラ州の州都、ムンバイから車で3時間ほどの場所にある都市。石窟で有名なアジャンタやエローラに通じるデカン高原の入り口あたりに位置する。

- ② 女性の権利に関係する文章に同意するか否かを尋ねる質問票
- ③ 社会規範を提示して、同意するか否かを尋ねるフォーカス・グループ・ディスカッション

②の質問票調査に際しても、機械的に質問票を配布して記入後に回収するという方法ではなく、調査協力者と女性たちが対話し、質問内容を確認しながら、質問票への記入やコメントの聴取がおこなわれた。

マスムの事務所スタッフ 25 名への調査は、村での調査が終わった後に、その結果を提示し、そのうえで、調査協力者が質問を投げかけてグループでディスカッションをおこなうという形で実施した。

調査については、三輪と MASUM のマニシャ・グプテ氏 (Ms. Manisha Gupte) が調査目的と内容および主な調査項目について話し合い、プネ在住の NGO ワーカー、プラサナ・インバリー氏 (Ms. Prasanna Invally) に調査協力者として参加してもらった。三輪は、両村の女性ワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッションおよび事務所スタッフへの聞き取りに参加した。三輪による事務所スタッフからの聞き取りは英語でおこなわれたが、女性ワーカーとのディスカッションについては、調査協力者にマラチ語から英語への通訳をお願いした。

3-3-2 調査協力 NGO について

マスム (Mahila Sarvangin Utkarsha Mandal: MASUM) は、「女性の全人的発展のための集まり」 (Collective for the Wholistic Development of Women) という意味の名称を持つ NGO である。1970 年代に、民主化を求める学生運動のなかで知り合った女性と男性が、プネから 2 時間ほどのところにある農村に、5 年間、住み込んで活動した後、1987 年に、プネで設立された。干ばつに苦しむことが多く、従って、厳しい社会経済状況に置かれている農村で活動してきている。事務所で働くスタッフ、村レベルで働くワーカーをあわせると、現在、80 名ほどの職員がいる。

写真 6：乾期のマルシラス付近



マスムが最初に取り組んだのは、インドの女性の多くが抱える健康の問題に取り組むことで、村の女性たちに対し、健康教育と低価格の薬の配布をおこなった。しかし活動を進めるなかで、健康の問題が、女性の自立や権利の問題であることに気づき、女性の権利の実現を最大の目的として活動を展開するようになってきた。具体的な活動としては、権利に関する研修、健康改善支援、女性に対する暴力への取り組み、小規模融資の提供による生計手段の創出等がおこなわれている。さらに、近年では、村落の意思決定への参加支援や子どもへの権利啓発にも力を入れつつある。権利に関する研修については、かなりの経験を積み重ねてきており、インドの他の NGO に対して研修を実施することもおこなっている。

村でマスムのために働くワーカーは、活動する村に住む女性のなかから希望者を募って育成しており、同じ村に住み、社会環境を共有し、教育レベルも似通った女性が、他の村の女性そして男性のために活動している。ワーカー募集の際には、差別され厳しい状況に置かれている人々自身が社会変革の媒介になるべきとの考えから、ダリット¹⁵を始めとする低カーストや先住民族の意欲ある女性に機会が与えられるよう、特に配慮がおこなわれている。様々な活動に、責任を与えられて関わるようになるにつれ、こうした女性たちが周りから認められ評価されるようになり、上位カーストの女性が、ダリットの保健ワーカーに相談を持ちかけるというような事例も生まれてきている。

また、本部等の事務所スタッフでなく、実際に村で仕事をするワーカーたちの知識や経験や問題意識が、組織の理念や活動に反映されるように配慮した組織運営がおこなわれており、月1回のペースでおこなわれるスタッフ・ミーティングには、村レベルのワーカーも参加し、議長を務めることになっている。村レベルのワーカーには、常に、組

¹⁵ダリットとは、インドのカースト制度のなかで、4種類のカーストの下、つまり最底辺に置かれている人々が、自らを指して使い始めた呼称である。不可触民、ハリジャンと呼ばれることもある。ダリットという言葉は、「打ち砕かれた人々／抑圧された人々」を意味する。

織が村レベルのワーカーのものである（Organisation belongs to you.）ことを伝えるとともに、事務所スタッフには、村の人々に役に立つためにここでの仕事がある（You are here as long as you are helpful to village people.）ことを強調しているとのことである。

写真7：プネのマスム事務所でのスタッフ・ミーティング



3-3-3 権利の実現を掲げた女性への支援はどのようにおこなわれているか

マスムでは、村の女性たちに対して権利について伝える際、マスムの活動の原点である女性の健康の問題を取り上げることから始めている。インドの、特に農村部の女性たちは、自分の健康についてきちんと把握することはおろか、自分の身体について正確に知ることさえ困難な状況のなかで生活している。その背景には、女性の身体を穢れたものとする社会の考え方がある。この考えは、女性たちの内面にも深く浸透しており、従って、女性自身が自分の身体について知り、体調を把握し、健康を守ろうとする考え方が非常に薄いのが現実である。マスムでは、自分の身体は自分のものであり、自分の健康は自分で守るという意識が女性たちに生まれることを、権利理解への重要な出発点と考えている。

具体的には、まず、女性たちに身体の調子を尋ね、女性たちが自分の健康の問題に目を向けるよう促すことから活動を始める。健康に関する問題が出てきたら、それに対して、対処の方法をアドバイスする。場合によっては、医者に診てもらう必要が出てくるが、そのような場合には、医者に行くことの必要性に加え、その必要性を家族に対して説得することまで具体的にアドバイスする。そのためのツールとして、マスムでは、子宮脱という婦人科の疾病を例に、症状と対処方法、受診や手術の必要性と、そのことを家族、とりわけ夫に理解させて、女性が適切な処置を受けることを描いた「サクバイの

話」(Sakhubai's Story)という紙芝居を作成し、村での活動に使用している¹⁶。重要な特色として指摘できるのは、症状の改善に何(処置)が必要かということだけでなく、それがどのようにすれば可能であり(家族の理解)、そのためには女性自身が何をすべきか(家族への説明と説得)ということまで視野に入れた支援をおこなっている点である。健康の重要性についての理解が、健康の実現に確実に結びつくことを重視した支援と言えよう。

このようなプロセスを通じて、女性たちは、自分の身体は自分のものであり、自分の身体と健康は自分で管理する必要がある、そのためには自分自身で学ぶことが重要であることを理解していく。マスムでは、これを自助(self-help)と呼んでいる。このプロセスは、村のマスムワーカーから個々の女性への働きかけという形ではなく、マスムワーカーをまじえた村の女性グループのミーティングを通じておこなわれる。一対一のカウンセリングのような方法ではなくて、意識啓発(Consciousness Raising、CRと呼ばれることも多い)のような場でおこなわれることになる。そのなかで、自分の身体について正確に知る機会がなかった女性たちが、身体のことを学び、自分の身体の状態について考える機会を得て、自分の健康を守るのは自分自身だという意識を育てていくことになる。そして、自分自身の健康を守るのは、自らの重要な権利であることを理解していく。

権利理解への導入のしかたという点では、マスムにおいても、スリランカのNGO同様、ニーズへの働きかけを出発点としていることがわかる。前述のとおり、女性たちへは、まず、今、抱えている健康の問題に関する支援をおこない、同時に、女性グループのミーティングへの継続的な参加を促すなかで、自らの問題を地域の他の女性と共有する機会をつくりだす。こうした場を通じ、女性たちは、「私の健康を守るのは私の権利である」ことを理解し、同時に、他の女性の問題に耳を傾ける経験を通じて、「私の問題はあなたの問題であり、あなたの問題は私の問題である」ことに気づいていく。これは、女性たちが自分と周囲の女性の課題について意識を高める貴重な機会になっており、このようなプロセスを通じて、権利理解への導入がおこなわれる。

マスムによる女性への権利の伝え方で重要だと感じるのは、「学ぶ」ことにより権利を理解するのではなく、日常生活に即した課題として「感じる」ことにより理解が促されていることである。知識としての権利理解でなく、経験としての権利理解と言えるだろうか。ともすれば、「重要な」概念として抽象的に伝えられがちな権利を、実体験をふりかえりながら、納得できる概念として丁寧に伝えている点は学ぶところが多いのではなかろうか。個人的な経験に結びつけて、権利を理解することの重要性と効果については、プネで聞き取りをおこなったNGOの一つであるサティセハット(SATHI-Cehat)

¹⁶ 紙芝居の一部を報告書末尾に掲載(Annex V参照)。就学年数が短い人々が多く、識字率が低い地域では、紙芝居やストリート・ドラマといった方法が、情報を伝える際に効果的なツールとして良く用いられる。

のアベイ・シュクラ氏 (Dr. Abhay Shukla) も強調していた点である¹⁷。

マスムの女性ワーカーによると、権利について理解することは、彼女たちにとって最初は簡単なことではなかったとのことである。マスムは、3 日間から 4 日間の研修を、2 年間ほどの期間をかけて、繰り返し、ワーカーに対して実施するのだが、研修では、権利の問題を生活に関連づけたトピックにからめ、参加者自身の生活に引きつけて話し合う方法がとられている。そして、研修で学んだことは、村の女性たちに伝えていくことが求められる。こうした研修の機会を通じて、次第に権利について理解できるようになり、今では、身の回りのあらゆる問題を、権利の実現という観点から捉えるようになったとのことである。そして、そのプロセスは、他の女性とともに成長しているという感覚を育むことにも役立っている。「私たちは、女性の権利のために働いている」と明確に話してくれた姿が印象的であった。

写真 8：マスムワーカーによる村の女性たちへの研修（ワグハプール）



3-3-4 女性たちの権利理解

女性たちの権利理解については、主に二種類の方法で調査をおこなった。第一に、村の女性たち、および村のマスムワーカーそれぞれとのフォーカス・グループ・ディスカッションの場で、5人の女性の状況を描いた事例を提示して、それぞれの女性が置かれている状況について話し合い、権利についての意識を探った¹⁸。ディスカッションでは、どんな権利が問題になっているか、権利を実現するためには何をすべきか、権利の実現に責任を負っているのは誰か等について、質問をおこなった。第二に、ジェンダーに

¹⁷ アベイ・シュクラ氏 (Dr. Abhay Shukla) からの聞き取りによる (2006年3月31日)。

¹⁸ 事例については、Annex II を参照。

まつわる権利意識を探る目的で準備した 21 の文章に同意するかしないかを尋ねる質問票¹⁹を用いた調査をおこなった。調査にあたっては、質問票の配布・回収という機械的な方法でなく、それぞれの女性に質問票を埋めてもらった後に、フォーカス・グループ・ディスカッションを実施して、話し合いのなかで、権利をどのように認識しているかを探り、得られた答えを各フォーカス・グループ・ディスカッションごとに集計した。さらに、補足的な調査として、社会規範を記述した 6 つの文章を提示して²⁰、女性たちの考えを尋ねるという調査をおこなった。

写真 9：マルシラスの女性ワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッション



3-3-4-1 5人の女性の事例から

Annex II に示されている 5 人の女性の事例を提示し、どんな権利が問題になっているか、権利を実現するためには何が必要か、権利の実現に責任を果たすべきなのは誰か等を尋ねた。

村でマスムのワーカーとして働く女性たちは、5 つの事例について、どんな権利が侵害されているかをかなり明確に述べる事ができた。そして、たとえば、シーラの事例（エイズに感染した夫を抱え経済的に困窮）では、行政サービスの不備が健康を確保する権利の否定につながるというように、何が原因で権利が実現していないか、さらには、誰が権利の実現に責任を果たすべきかについても考えが及んでいる。さらに、ワーカーの女性たちでは、権利侵害の直接の被害者だけではなく、間接的な被害者にも想像力が及んでいる。たとえば、アシャの事例（ダウリーを原因とする暴力を受け、2 年間、夫と別居中）では、彼女が夫の元に帰るという決断が、他の女性に対して及ぼす影響につ

¹⁹質問票については、Annex III を参照。

²⁰リストについては、Annex IV を参照。

いても言及があった。

それに対し、村の女性たちは、男女間の差別や不平等については認識しているものの、侵害されている権利を明確に口にすることは、マスムワーカーに比べて容易ではないようだった。村の女性たちも、女兒の胎児の人工妊娠中絶、実家と夫の家における女性の財産権、女性の政治参加の権利、意思決定への女性の参加、レイプ被害者に対する救済等、提示した事例に関連した課題について、女性が不平等な状況におかれていることを理解しており、それぞれの女性にとっての解決策についても意見が出た。たとえば、ドゥルパダ（村落議会メンバーに選出された女性）の事例では、誰かに家事を手伝ってもらって、議会に出席するべきといった意見が出された。だが、権利そのものについては、あるグループからは、「他の人やものに対して行使できる力」という説明が返ってくるなど、理解が簡単ではなく、権利という言葉が、日常生活のなかで、必ずしも身近ではない言葉であることがわかる。しかし、ダウリー（dowry）²¹や幼児婚の禁止、財産に関する妻の権利等、法律で保障されている権利については、ある程度、認識していた。こうした権利については、村でおこなっている女性グループとのミーティングの場で、マスムが、繰り返し、伝えてきており、その成果の一端とも考えられる。

侵害された権利を回復するために、5人の女性たちは、どのような解決策をとるべきかということに関しては、村の女性たちとマスムワーカーでは、明確な違いが現れた。一言で言うなら、マスムワーカーが、女性自身の権利の実現とエンパワメントを重視した解決策を選択しようとするのに対して、村の女性たちは、現実の状況や環境との妥協点を見いだせるような解決策を選ぶ傾向が強い。

たとえば、アシャ（ダウリーを原因とする暴力を受け、2年間、夫と別居中）の事例では、マスムワーカーは、アシャには自分が住む場所を決める権利があり、そして、家族と話し合っ解決策を模索するにせよ、最終的にはアシャ自身が決断を下すべきであると述べている。そして、経済的に自立し、自身に向けられているダウリーの金額を原因とする暴力については法的救済を求めるべきであるとしている。それに対し、村の女性たちからは、妹が結婚できるように、アシャは夫とよりを戻すべきだといった意見が出された。村の女性たちも、ダウリーの要求が不公正なものであることは理解しているが、現実の生活が滞りなくすぎることを優先し、アシャの尊厳や、安心して安全に暮らす権利は後回しになっている。そうした妥協は、女性をさらに男性に従属する存在に追いやり、結果的に、権利の実現から遠ざけてしまうことになってしまう可能性があるが、そこまでは考えが及んでいない。マスムワーカーは、女性個人のエンパワメントや社会の公正さという観点から女性の状況を理解しようとし、そして、そのためには社会の慣

²¹ 結婚に際し、女性側が男性側に支払う持参金。農村部では、自転車や牛等で支払われることもある。女性の家族にとっては大きな経済的負担となっている。この額が不十分だという理由で、結婚後も、男性の家族から執拗ないじめや虐待を受ける女性は多い。ひどい場合には、調理中の事故と見せかけて焼き殺される、いわゆるダウリー殺人も後を絶たない。

習や規範を変えることにも積極的である。対して、村の女性は、権利の実現と引き換えになっても、(そのように明確に理解しているかどうかはともかく、) 現実との妥協的な解決策を採ろうとし、そして、それ以外に解決策はないと考える傾向が見られる。

ムニ(婦人科のトラブルを夫や義母に話せないでいる)については、マスムワーカーは、彼女を励まし、婦人科のトラブルが彼女の責任ではないことを理解させ、そのことについて夫と話ができるように働きかけることを重視している。それに対し、村の女性は、ムニが夫にトラブルのことを話さなければ、(関係を持つことを拒む状態が続くことになるため) 結婚が破綻するのではないかと、さらには、ムニの健康の問題を知るのは夫の権利といった言葉が聞かれ、結婚生活や夫との関係を良好に保つことに関心が集まり、ムニ自身の権利やエンパワメントについてはあまり目が向けられていない。ムニ自身が自分の健康への権利に気づくことを重視しているマスムワーカーとは対照的である。

権利の実現に義務を負っている人(duty-holders)の責任についても、村の女性たちとワーカーでは認識の違いが見られた。そのことは、たとえば、女性に対する暴力にどのように対処するかについての違いとなって現れている。マスムワーカーが、権利についての意識、暴力をふるう相手との対話や対応の方法、組織的行動、法的救済の模索、シェルターや金銭的支援等を挙げるのに対し、村の女性たちは、女性に対する暴力からのサバイバーへの共感を示すのだが、どうしたら居場所が確保できるかという非常に現実的な観点以上の解決策を提示することは難しいようであった。

法律が、権利を保障し、正義を実現するための手段であることは、村の女性、マスムワーカーとも認識していた。しかし、一方で、法律が、実質的に権利の救済に果たす役割については、双方ともが懐疑的であった。法実施機関の腐敗、手続にかかる時間と費用、政治的圧力による不当な介入等が、その理由である。村の女性からは、女性は、他の女性の力を借りることでしか正義を回復することはできないという声も聞かれ、女性グループが、権利を侵害した人間を処罰し、罰金を科し、刑罰を与える(たとえば、たたく)ことができる権限を与えられるべきとの意見もあった。マスムワーカーは、もう少し法的救済に望みを見いだしており、さらに、政府機関が責任を持って解決策を提供する必要性も口にしている。政府が、保健サービスに責任を持つべきであること、そして、それを実現するためには、適切なサービスの実施を求めて政府に働きかけることが必要であり、そのために女性が集まって声を上げ、地域の他の人々や地方政府を動かすことが重要だと考えている。マスムワーカーは、女性差別撤廃条約等の国際的な人権基準についても認識しており、権利の実現のために、そうした人権基準を活用することも理解していた。

3-3-4-2 権利についての質問票から

ジェンダーにまつわる権利意識を探る目的で準備した 21 の文章に同意するか否かを尋ねる質問票²²を用いた調査の結果を、以下に提示する。それぞれの文章について、同意する、同意しない、どちらとも言えない／わからないの 3 つの選択肢から一つを選ぶ方式の質問票を用いた。調査の際には、一人一人で質問票を埋めてもらうと同時に、フォーカス・グループ・ディスカッションの機会を設け、どうしてそう思うのかを尋ねた。村の女性たちについては、ワグハプール、マルシラスそれぞれの中高カーストグループ、ダリットや先住部族を含む低カーストグループに分けて結果をまとめるとともに、村の女性全体として集計し、それぞれの答えの比率を提示している。マスムワーカーについては、両村のワーカーを合計した人数と比率を提示した。表のなかのワグハプール 1 が中高カーストグループ、ワグハプール 2 が低カーストグループ、マルシラス 1 が中高カーストグループ、マルシラス 2 が低カーストグループである。

1. 夫からたたかれるのは、女性に責任がある。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	8	8	0	16
ワグハプール 2	6	9	1	16
マルシラス 1	5	11	0	16
マルシラス 2	8	9	0	17
村の女性の合計	27	37	1	65
村の女性の比率	41.5%	56.9%	1.6%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・女性がした間違いが、たたかれてもしかたがないものだったら。
- ・女性がした間違いが深刻なものなら、たたかれて当然。
- ・しかし、たたく夫も間違っている。
- ・女性は何か間違いをしたのだろうし、だから、たたかれたのだろう。

「そう思わない」女性のコメント

- ・女性は、間違っただけをしていなくても、たたかれる。
- ・夫は、妻をたたく理由が欲しいだけ。
- ・夫も間違いをおかすことはある。
- ・夫も悪いが、妻も悪い。どちらか一方が悪いというのではない。
- ・夫は、酒に酔って、たたくのだろう。

²²質問票については、Annex II を参照。

- ・夫が間違っているが、そう夫本人に言うことはできない。

家庭内における男性から女性への暴力、なかでも身体的暴力は、村のほとんどの家庭で起こっているとも言える問題である。女性や家族のささいなミスに怒りをおさえられず暴力をふるう行為が、「男性的」であるとして許容されるという社会的背景がある。女性も、このような暴力を、女性を思い通りに支配するための方法とは考えず、自分に対する愛情の現れとして受け入れる傾向がある。たたかれるのは自分が悪いことをしたからだとして女性自身が考えているのである。村の女性では、こうした考え方をする女性がかかりの割合に上るのに対して、マスムワーカーは、人間には暴力のない生活を送る権利があると考えており、こうした男性から女性への暴力、さらに大人から子どもへの暴力も許容できないと答えている。

2. 子どもは、たたかないと、言うことを聞かない。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	6	10	0	16
ワグハプール 2	5	10	1	16
マルシラス 1	3	12	1	16
マルシラス 2	8	8	1	17
村の女性の合計	22	40	3	65
村の女性の比率	33.8%	61.6%	4.6%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・大きな間違いをおかしたのなら、たたかれてもしかたがない。
- ・口で説明しても言うことを聞かなかったら、きちんとたたく必要がある。そうしたら、言うことを聞くだらう。

「そう思わない」女性のコメント

- ・子どもでも、わかるようにきちんと説明されれば、言うことを聞く。

「わからない」女性のコメント

- ・口で説明しても言うことを聞かなかったら、きちんとたたく必要があるのではないか。

村の女性の三分の一は、この文章に同意している。そして、口で丁寧に説明すること

は必要だとするものの、それで言うことを聞かなければ、最後にはたたかないといけな
いと考えている。また、この文章に「そう思う」と答えた村の女性の68%は、「たたか
れるのは女性に責任がある」とする1の文章にも同意している。

3. 男性によるレイプは、女性が誘惑するから起こる。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	2	12	2	16
ワグハプール 2	0	14	2	16
マルシラス 1	3	9	4	16
マルシラス 2	1	13	3	17
村の女性の合計	6	48	11	65
村の女性の比率	9.3%	73.8%	16.9%	100%
マスムワーカー	0	11	0	11
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 本当に誘惑する女性もいる。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 男性が無理矢理に、女性の同意なくおこなうのがレイプだ。

「わからない」女性のコメント

- ・ そんな質問はやめて。そんなことは私にはわからない。
- ・ レイプは、半分、頭がおかしい女性に起こるものだ。

レイプは、言うまでもなく、最も深刻な女性に対する暴力であり人権侵害である。女
性の心に深刻な傷を残すとともに、地域からの偏見にさらされることになる。女性が誘
惑するからレイプが起こるとする考えには、村の女性の多数は、そう思わないと答えて
いるが、わからないと答えた女性と、そう思うと答えた女性をあわせると、26.2%にの
ぼっている。

4. 女性は、暴力をふるわれても、そのことを家の外の人に言うべきではない。家のなかで、問題を解決すべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	10	5	1	16
ワグハプール 2	8	8	0	16
マルシラス 1	4	12	0	16
マルシラス 2	12	4	1	17
村の女性の合計	34	29	2	65
村の女性の比率	52.3%	44.6%	3.1%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ しかし、それで解決しなければ、とてもひどいことになる可能性もある。
- ・ 家のなかで解決すべきだが、うまくいかなければ、マスムの助けを借りる。
- ・ しかし、家のなかで解決できなければ、どうすればいいのだろうか？
- ・ 家のなかで解決するのがいい。
- ・ 問題になるから、外の人には言わない方がいい。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 家のなかにとどめておくよりも、皆の前に問題を出すべきだ。
- ・ 家のなかでは解決できないので、女性は自分の両親に相談するべき。
- ・ 誰にも話さなかったら、彼女の苦しみはなくなる。
- ・ 近所の人に話すべき。

「わからない」女性のコメント

- ・ 家のなかで解決できるよう努力すべきだが、それで暴力がなくなるなら外の人に話すべき。

村の女性の過半数は、暴力をふるわれていることを家の外で言うべきでないと考えていることがわかる。それでは女性の身に危険が及ぶ可能性があることも認識しているのだが、あくまで家の中で解決するのが理想としており、そうできると信じたいようであった。虐待や暴力の存在が外の人に明らかになるのは家の恥であると考える傾向は強く、そのようなことは私的領域である家の中にとどめておきたいとする考えは、未だに根強い。1への答えにもあったように、暴力を、耐え難いものではあっても、間違いやミスをしたときに与えられるべき罰ととらえ、権利の侵害とは見なさないことも、こうした

考えを助長する土壌になっていると考えられる。それに対し、マスムワーカーは、家の中で権力を持っている人間が暴力をふるっているという現実を考えると、この問題を家の中で解決するのは不可能と考え、そして、家の外の誰かに話すことで、いくぶんか安全になるし、何らかの解決策をとることも可能になるとしている。

5. 嫁ぎ先で暮らす女性は、虐待を受けているなら、警察の助けを求めるべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	13	3	0	16
ワグハプール 2	13	3	0	16
マルシラス 1	12	4	0	16
マルシラス 2	14	3	0	17
村の女性の合計	52	20	0	65
村の女性の比率	80%	20%	0%	100%
マスムワーカー	10	1	0	11
マスムワーカーの比率	90%	10%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・しかし、警察は、して欲しい対応をしてくれない。
- ・不公正なことがあるなら、声を上げるべき。
- ・そう思うが、女性も、家の人たちとうまくやっていくように努力すべき。
- ・正義を回復すべき。
- ・正義のために、戦うべき。
- ・地域での話し合いも解決策の一つ。

「そう思わない」女性のコメント

- ・マスムに相談するべき。

村の女性の 80%が、警察の助けを求めるべきであると考えていることから、多くの女性が、女性への虐待について何とかするべきであるとし、その際に、警察に訴えることを選択肢として考えていることがわかる。しかし、村の女性たちは、虐待を、耐え難い行為とは考えても、権利の侵害とは考えない傾向がみられる。マスムワーカーからは、虐待は、生命の危険を伴うものなので、警察の助けを得られなかったら、村の問題として話しあうことも選択肢の一つとして考えられるとする意見が出た。

6. 女性をレイプした男性は、その女性と結婚すべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	9	6	1	16
ワグハプール 2	13	2	1	16
マルシラス 1	15	1	0	16
マルシラス 2	10	4	3	17
村の女性の合計	47	13	5	65
村の女性の比率	72.3%	20%	7.7%	100%
マスムワーカー	1	10	0	11
マスムワーカーの比率	10%	90%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・レイプの噂は村中に広がる。そうなったら、誰が彼女と結婚するだろう。
- ・男性が結婚していなければ、そうすべき。
- ・さもないと、女性は絶対に結婚できない。
- ・絶対にそうすべき。それ以外の選択肢はあり得ない。
- ・そうしないと、彼女は偏見にさらされる。
- ・男性に子どもがいたら結婚できないが、そうでなければ結婚すべき。

「そう思わない」女性のコメント

- ・被害者の女性がとても若い場合には、男性は結婚すべきでない。
- ・男性に善悪判断の能力がない場合、女性は彼と結婚すべきでない。

「わからない」女性のコメント

- ・加害者の男性が既に結婚していたら、被害者の女性とは結婚できない。

村の女性では、72.3%が「結婚すべき」と考えており、レイプを受けた女性への地域の人々からの偏見と、被害女性の結婚が不可能になるという考えの強さが明らかになっている。村の女性たちからは、加害者に対する怒りを口にするとともに、女性の人生を台無しにしたのだから、結婚という方法で、彼女の一生の面倒をみるべきという声が聞かれた。レイプ被害という最も深刻な人権侵害にあった女性への救済が、加害者との結婚という形でおこなわれるのは、被害者の立場に立てば、どうてい受け入れがたい選択肢だろう。女性が地域で生きていくためには、それ以外に方法がないとする意識が根強いことがうかがえる。地域において、レイプは、女性への人権侵害というよりも、何とかして消し去るべき汚名として認識されており、レイプそのものの加害性や犯罪性を問う意識は強くはない。それに対し、マスムワーカーは、一人を除いて、結婚すべきとい

う考えには反対であった。しかし、マスムワーカーのなかにも、結婚すべきだと考えている女性がいることから、レイプの被害女性が地域で経験しなければいけない偏見や困難を考えれば、現実的にとりうる選択肢が非常に限られていることが想像できる。

7. 女性は、暗くなる前に、家に帰るべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	12	4	0	16
ワグハプール 2	13	2	1	16
マルシラス 1	16	0	0	16
マルシラス 2	17	0	0	17
村の女性の合計	58	6	1	65
村の女性の比率	89.2%	9.2%	1.5%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・安全ではないから。
- ・暴力の危険がある。
- ・悪い誘惑が多いから。
- ・女性は家にいるべき。
- ・母親がみはっておかなければいけない。

「そう思わない」女性のコメント

- ・仕事で遅くまで残らないといけない場合には、暗くなってから帰ることになってしまう。
- ・家庭の雰囲気（どれだけ厳格か）による。
- ・女性は、どんな攻撃にも立ち向かえる強さを持つべき。
- ・危険はあるが、自衛する術を身につけるべき。
- ・女性の成長を妨げることになる。

暗くなる前に家に帰ることは、女性が安全を手に入れるための最も現実的な方法の一つであるが、そうすることで、女性は、教育や雇用の機会を制限されることになる。社会規範のリスト（Annex IV 参照）を提示し、それぞれについて、どのように考えるかを尋ねた補足調査からも、同様の答えが返ってきている。「女性は、暗くなる前に家に帰ることができるのであれば、大学に行っても構わない」という社会規範に関し、村の女性たちは、このような規範により、女性は、安全と引き換えに、教育、移動、選択の

自由といった権利を失っており、女性にとって不公平だと語った。そして、基本的には、このような考えに同意しないものの、現実に存在する身の危険のために、そうした規範に従わざるを得ないと述べている。教育、雇用、移動の自由等の権利と引き換えに、安全や安心を手に入れているわけで、現実的にそうせざるを得ない状況があることは確かであるにせよ、女性にとって望ましい状態ではない。

6でも明らかになっているように、実際に起こる危険とそれが女性の人生に及ぼす影響を考えれば、暗くなる前に帰るという行動を取らざるを得ない女性はいだらうが、女性に対する暴力を容認し続ける結果にもなっていることには留意すべきであろう。暗くなる前にというほどの制限ではないかもしれないが、日本に暮らす女性の多くも日常的に経験している「権利との妥協」である。

8. 娘は早く結婚させるべきだ。さもないと、男性と性的関係を持つようになる。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	4	12	0	16
ワグハプール 2	3	10	3	16
マルシラス 1	5	11	0	16
マルシラス 2	7	8	2	17
村の女性の合計	19	41	5	65
村の女性の比率	29. 2%	63. 1%	7. 7%	100%
マスムワーカー	0	11	0	11
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 結局、娘も女性なので信用できない。
- ・ そういうことを始める場合もあるから。
- ・ 娘が、親に隠れて性的関係を持つようになることを避ける方法の一つは、しかるべき年で結婚させることだ。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 彼女の身体は、結婚生活を送るに十分なまでには成熟していない。
- ・ 精神的に成熟していない。
- ・ 結婚に適した年齢で結婚すべき。早すぎるのはよくない。
- ・ 18歳になってから結婚すべき。しかし、彼女に身の危険がないようにするため、家事をまかせて暇な時間ができないようにすべき。
- ・ 母親が目を光らせていれば、娘は安全だろう。
- ・ 性教育をきちんとすることが重要。

娘がいる家庭では、娘を無事に結婚させることで、肩の荷を下ろしたと感じる意識は強い。成長した娘が誰かと性的関係を持つのではないか、そのことで親が望む結婚が不可能になるのではないかという恐れが、できるだけ早い時期の結婚を考えさせることになり、幼児婚を生む背景になっている。村の女性では、29.2%が、そう思うと答えているが、他の女性は、肉体的にも精神的にも成熟していない年齢での結婚には否定的である。ただ、マスムワーカーが、性教育を通じた性的行動に関する責任感や自己決定権の醸成を重視しているのに対し、村の女性たちにはそのような意識は育っていないようである。目を光らせ、暇な時間をつくらないようにすることで、娘を管理しようとしている傾向が強い。

9. 女性は、夫と一緒に、家屋と財産を所有すべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	16	0	0	16
ワグハプール 2	15	1	0	16
マルシラス 1	16	0	0	16
マルシラス 2	14	0	3	17
村の女性の合計	61	1	3	65
村の女性の比率	93.9%	1.5%	4.6%	100%
マスムワーカー	10	1	0	11
マスムワーカーの比率	90%	10%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ それは彼女の権利だから。
- ・ 何かあったときに役に立つ。
- ・ 家屋は夫婦両方のものだから。

結婚して住むことになる夫の家は、夫と妻と一緒に暮らす場所であり、従って妻である女性の家でもある。法律は、夫には妻を扶養する義務があると定めており、夫の家に妻が居住する権利も認めているが、夫の家における財産権を妻が得ることはまれである。妻には、実家における財産権が認められているものの、結婚して実家から離れて生活している場合には、実家における財産権を行使する機会も現実的には非常に限られている。村の女性、マスムワーカーとも、ほとんどの女性は、妻も夫の家への所有権を与えられるべきだと考えている。マスムは、妻が夫の家屋への所有権を得られるよう働きかけてきており、何人かの女性に対しては、法的な登録を手助けすることもおこなってきている。

10. 女性は、自分が生まれた家で、平等な財産権を与えられるべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	14	1	1	16
ワグハプール 2	15	1	0	16
マルシラス 1	7	5	4	16
マルシラス 2	14	1	2	17
村の女性の合計	50	8	7	65
村の女性の比率	76.9%	12.3%	10.8%	100%
マスムワーカー	10	1	0	11
マスムワーカーの比率	90%	10%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 彼女がそう望むなら。
- ・ それなら彼女も義務を果たすべき。
- ・ 平等な権利を求めるなら、両親の世話をするという責任も果たすべき。
- ・ 女性も平等な財産権を与えられるべきだと思うが、簡単ではない。
- ・ 与えられなければいけない。
- ・ 財産があれば生活の支えになる。夫や夫の家族に何かあったときにも、女性が家を出たりしなくても良くなる。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 女性は、生まれた家の財産には頼れない。
- ・ 女性は、嫁ぎ先の家で財産をもらうべき。どうして、自分の両親の家からもらえるのか。

村の女性の 76.9%、マスムワーカーの 90%が、平等な財産権を与えられるべきとしている。法的に保障されている権利ではあるが、実際に権利を得るのは難しいと答えた女性もいた。平等な財産権を求めるなら、両親の世話を始めとする義務を果たすべきという答えもあったが、これは女性の実家が、女性への財産権を拒否する際の理由でもある。平等な財産権を与えられるべきだとは思わないとする女性は、嫁ぎ先で財産権を得られるのなら、実家では必要ないだろうと考えている。

1 1. 女性は、同じ仕事に対しては、男性と同じ賃金をもらうべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	13	2	1	16
ワグハプール 2	15	0	1	16
マルシラス 1	15	1	0	16
マルシラス 2	12	2	3	17
村の女性の合計	55	5	5	65
村の女性の比率	84.6%	7.7%	7.7%	100%
マスムワーカー	10	1	0	11
マスムワーカーの比率	90%	10%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 同じ仕事であるなら。
- ・ 女性は男性と同じくらい働いている。
- ・ 男性も女性も、両方の手を使って仕事をしているのだから。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 同じ賃金を払う人はいないから。同じ仕事をしているとは思わない。

1 2. パンチャヤット（村落議会）には、女性への割当枠があるべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	14	1	1	16
ワグハプール 2	13	2	1	16
マルシラス 1	16	0	0	16
マルシラス 2	16	1	0	17
村の女性の合計	59	4	2	65
村の女性の比率	90.8%	6.2%	3.0%	100%
マスムワーカー	11	1	0	12
マスムワーカーの比率	90%	10%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 女性も男性と平等な権利を持つべき。
- ・ 女性も政治のことを知るべき。
- ・ 女性も村で何がおこっているか知るべき。
- ・ 半分は女性に与えられるべき。
- ・ 女性は、生活の半分について、関わりを持つべき。

- ・でも、女性には、まだその能力が充分備わっていない。

村落レベルの政治参加における女性への割当枠については、このように、村の女性たち、マスムワーカーとも支持する女性が大部分であるが、社会規範のリスト（Annex IV 参照）を提示しての補足調査に含まれていた「教育機関における低カーストの人々への人数枠はなくすべきだ」という規範については、村の女性たちは、全員が、なくすべきであると答えたことは興味深い。さらに、そのように考える理由には、カーストによる違いが出てきている。上位カーストに属する村の女性のグループが、低カースト枠があるために合格できなかった優秀な学生には不当な制度だと答えているのに対し、低カーストに属する村の女性のグループからは、そのような人数枠が現実には不平等を助長しているという答えが返ってきた。マスムワーカーたちは、全員が、人数枠は、不平等が存在する社会で平等を実現するための方法の一つであると考えている。人数枠を設ける分野によって、このような違いが起こるのは興味深い。

1 3. 女性は、政治に参加するべきでない。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	7	8	1	16
ワグハプール 2	4	11	1	16
マルシラス 1	5	11	0	16
マルシラス 2	5	10	2	17
村の女性の合計	21	40	4	65
村の女性の比率	32.3%	61.5%	6.2%	100%
マスムワーカー	0	11	0	11
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・女性は、政治について良く知らないから。

「そう思わない」女性のコメント

- ・女性の選択の問題である。
- ・だが、夫や夫の家族が、女性が政治に参加するのを快く思わない場合がある。
- ・知識を得るため、女性は政治に参加すべき。

12 に対しては、村の女性の 90.8%が、パンチャヤットにおける女性への割当枠があるべきだと答えていることを考えると、32.3%もの村の女性が、女性は政治に参加するべきでないと答えていることは興味深い。女性は政治について良く知らないというのが、

その理由となっている。さらに、女性は政治に参加すべきでないと答えた村の女性のうち、一人を除く全員は、パンチャヤットには女性への割当枠があるべきだと答えている。村の女性たちは、パンチャヤットに女性の割当枠を設けるべきだと考えるものの、女性は、現状では、十分に政治に参加するだけの能力を備えていないと感じているようである。

1 4. 男性より、むしろ女性が避妊をおこなうべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	6	8	2	16
ワグハプール 2	1	11	4	16
マルシラス 1	0	12	4	16
マルシラス 2	1	9	7	17
村の女性の合計	8	40	17	65
村の女性の比率	12.3%	61.6%	26.1%	100%
マスムワーカー	1	10	0	11
マスムワーカーの比率	10%	90%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 避妊を選ぶのなら。
- ・ 小さい家族の方が幸せと感じるのは女性なので、女性がおこなう方がいい。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 男女両方が避妊すべき
- ・ 子どもは男女両方のものなのだから。
- ・ 男性も、避妊すべき。

「わからない」女性のコメント

- ・ 避妊について知らないし、避妊していないので、何も言えない。
- ・ 二人で決めるべき。二人次第であり、何も言えない。

家族の数を制限することを望むのは女性だから女性が避妊すべきとする女性が、村の女性、マスムワーカー共に 10%程度いるものの、村の女性の多くも、子どもは夫婦両方のものなのだから、女性だけでなく男性も避妊をおこなうべきだと考えている。だが、男性も避妊をおこなうべきだとする考えは、夫婦が平等に避妊の責任を担うべきだという考えによるもので、女性が避妊することによる身体への負担について言及する女性はいなかった。

15. 男性は、最初の結婚で、子ども、あるいは息子ができなければ、二人目の妻と結婚しても構わない。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	6	10	0	16
ワグハプール 2	6	10	0	16
マルシラス 1	10	6	0	16
マルシラス 2	7	7	3	17
村の女性の合計	29	33	3	65
村の女性の比率	44.6%	50.8%	4.6%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・女性の同意があれば、再婚してもいい。
- ・跡継ぎをつくる必要がある。
- ・家が絶えてしまうのは良くない。

「そう思わない」女性のコメント

- ・子どもができない理由は、男性の場合もあれば女性の場合もある。
- ・息子を養子にもらえばいい。
- ・何で、そんなことが許されるのか。
- ・そんなことをしてはいけない。
- ・医学的な問題はどちらにあるかわからない。
- ・原因は男性かもしれないのに。
- ・だが、同意があるなら、構わない。
- ・子どもの性別に女性は責任がない。

「わからない」女性のコメント

- ・男女両方が合意するなら構わない。

最初の結婚で、子どもが生まれなかったり、息子ができなかったりした場合、ヒンズー法では禁止されているにもかかわらず、別の女性と結婚することは、農村では珍しいことではない。このような行動に対し、容認できると答えた村の女性たちは 44.6%にのぼった。容認できないと答えた村の女性は 50.8%であった。容認できないと答えた女性は、子どもや息子ができない責任を女性にのみ負わせるのは間違いであるとし、重

婚そのものを許容できないと考えている。容認できると考える女性たちは、女性が同意するなら構わないと答えており、家を継ぐ世代を残すためには、女性の尊厳が引き換えになってもしかたがないと考えているようである。

1 6. 女性には、夫を選ぶ権利がある。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	14	2	0	16
ワグハプール 2	10	5	1	16
マルシラス 1	16	0	0	16
マルシラス 2	17	0	0	17
村の女性の合計	57	7	1	65
村の女性の比率	87.7%	10.8%	1.5%	100%
マスムワーカー	9	3	0	12
マスムワーカーの比率	75%	25%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・女性が夫を選ぶのは正しいことだ。
- ・しかし、夫を選ぶ際には、自分の両親の同意を得なければいけない。
- ・男性同様、女性にも配偶者を選ぶ権利はある。
- ・彼女は、ずっと彼と生活を共にしなければならなくなるのだから。
- ・今は選ぶ権利がある。以前はなかった。
- ・実際にそうなっている。

「そう思わない」女性のコメント

- ・気持ちを聞かれたとしても、実際の決断は、女性の家族がおこなう。
- ・実際にはそうでない。

村の女性の 87.7%、マスムワーカーの 75%が、女性にも夫を選ぶ権利があると答えているが、現実には、会う機会を与えられる程度で、親や家族が薦める結婚を覆すことは難しいと考えている。そう思わないと答えたマスムワーカーも、実際には難しいことが理由となっている。

1 7. 自発的なものなら、ダウリーは受け取るべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	8	7	1	16
ワグハプール 2	10	4	2	16
マルシラス 1	12	3	1	16
マルシラス 2	10	6	1	17
村の女性の合計	40	20	5	65
村の女性の比率	61.5%	30.8%	7.7%	100%
マスムワーカー	2	10	0	12
マスムワーカーの比率	17%	83%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 家計の助けになるのだから。
- ・ 余裕があるからダウリーを出すのだろう。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ ダウリーをもらうことは間違っている。もらうべきでない。
- ・ ダウリーの慣習はなくなるべきだ。

前述のように、法律で禁じられているにもかかわらず、ダウリーは広くおこなわれており、女性に対する暴力を引き起こす主要な原因の一つとなっている。「十分な稼ぎがあり、娘のことを大切にしてくれる男性と娘を結婚させたいと願うのなら、要求どおり、ダウリーを支払わなければ」というのが、受け取る側の言い分である。こうした考えのおかげで、娘は親にとって重荷になる存在となっており、娘の誕生も歓迎されない。ダウリーがあることで、女性の尊厳が大きく侵害されている。ダウリー殺人を防止するための法律も施行されており、ダウリーをやめさせるためのキャンペーンもおこなわれているが、大きな効果は上げていないのが現状である。

法律上は禁止されていることもあり、ダウリーを受け取るべきか／支払うべきかという質問には、受け取るべきでない／支払うべきでないという答えが返ってくることが多いため、ここでは、自発的に支払われるダウリーに対して、どう対応するかを尋ねた。それに対して、村の女性では 61.5%、マスムワーカーでは 17%が、受け取るべきだと答えている。家計の足しになる、あるいは余裕があるからダウリーを出すのだろうというのが理由になっている。受け取るべきでないと答えた女性は、権利という言葉こそ用いてはいないが、そのような習慣は間違っており、なくすべきであると述べている。興味深いのは、マスムワーカーの 17%（2 名）が、受け取るべきだと答えたことである。そのうちの 1 名は、ダウリーが女性の財産として渡されるのなら、受け取るべきだと考

えている。ダウリーを、父権制のなかで男性優位を存続させるための制度として考える意識は強くはないのが現状である。

18. 男性の家族がダウリーを拒否するような場合、男性には何か悪いところがあるに違いない。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	4	9	3	16
ワグハプール 2	4	12	0	16
マルシラス 1	7	7	2	16
マルシラス 2	4	9	4	17
村の女性の合計	19	37	9	65
村の女性の比率	29.2%	56.9%	13.9%	100%
マスムワーカー	0	12	0	12
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ 彼は、本当は彼女に関心がなくて、それでダウリーを受け取らないのかもしれない。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ ダウリーを受け取ることを考えない誠実な人も少数ながらいる。
- ・ 男性は大変自立した人に違いない。なので、ダウリーは必要ないのだろう。
- ・ 男性は本当に女性のことが好きで、ダウリーの有無は問題ないのだろう。

17 がダウリーを受け取る側の意識を探る文章であったのに対し、18 は、ダウリーを出す側の意識を探る文章である。何か悪いところがあるに違いないと答えた村の女性の一人が、男性の女性に対する気持ちの問題を持ち出しているのは興味深い。

19. マスムのような NGO は、女性が公立の保健センターに行かなくてもいいように、質のいい保健サービスを提供すべきだ。

回答グループ	そう思う	思わない	わからない	合計
ワグハプール 1	13	1	2	16
ワグハプール 2	11	4	1	16
マルシラス 1	14	0	2	16
マルシラス 2	13	2	2	17
村の女性の合計	51	7	7	65
村の女性の比率	78.4%	10.8%	10.8%	100%
マスムワーカー	0	11	0	11
マスムワーカーの比率	0%	100%	0%	100%

「そう思う」女性のコメント

- ・ そう思うが、もし、マスムの保健ワーカーから保健センターに行くべきだと言われれば、保健センターに行く。
- ・ そうなれば素晴らしい！
- ・ そう思う。マスムは、そういうサービスを提供すべきだ。なので、今日もここにきている。そういうサービスを提案したい。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 公立の病院がそういうサービスを提供すべきであり、マスムには、そういうサービスを期待しない。

マスムでは、人権の実現に関する国家の義務と責任について、活動する村でも啓発をしてきているが、村の女性の78.4%は、マスムのような NGO が保健サービスを提供することに期待していることがわかる。マスムの保健ワーカーに促されれば、公立の保健センターに行くと言った女性もいて、マスムのワーカーが信頼されている様子うかがえるが、村の女性たちについては、健康の保障に責任を果たすべき組織についての認識は高くないことが理解できる。

20. 男の子は、女の子より、頭がいい。

21. 男の子には、女の子よりも教育を受けさせるべきだ。

B↓	A→	そう思う	そう思わない	わからない	合計	マスムワーカー
そう思う		6	9	1	16	0
そう思わない		7	38	2	47	11
わからない		1	1	0	2	0
合計		14	48	3	65	11
マスムワーカー		0	12	0	12	

Aについて

「そう思う」女性のコメント

- ・ そう思う。自分の息子は娘より頭がいい。
- ・ 男の子の方が生まれつき知的。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 女の子は粘り強いし、集中力も男の子以上にある。
- ・ 女の子の方が、男の子より頭がいい。
- ・ 男の子も女の子も同様に知的だ。
- ・ 女の子が教育を受けたら、彼女たちももっと知的になるだろう。

Bについて

「そう思う」女性のコメント

- ・ 女の子は、学問が苦手。
- ・ 教育を受けても、女の子は結婚して家を出てしまう。だったら、男の子に教育を受けさせる。
- ・ 女性の将来は結婚。

「そう思わない」女性のコメント

- ・ 男の子も女の子も平等に教育を受けるべき。
- ・ どちらも教育を受けてしかるべき。
- ・ 男の子と女の子には平等に教育を受ける権利がある。
- ・ 女の子がもっと教育を受けたら、自立できるだろう。
- ・ 男の子も女の子も、受けたいだけ教育を受けることができるべきだ。
- ・ 男の子の方が知的だが、男女両方が教育を受けるべき。

男の子は女の子より頭がいいという考えには、村の女性の 24.6% (16 人) が同意しており、そのうち 6 人は、生まれつき男の子は女の子よりも頭がいいと答えている。そして、女の子は将来、結婚し、家を出て行くのだから、男の子に教育を受けさせる方がいいと考えている。しかし、村の女性の 72.3% (47 人) は、男の子には女の子よりも教育を受けさせるべきという考えには同意しないと答えており、男女には教育を受ける平等な権利があること、男女とも持っている力を発揮し、自立する必要があると答えている。だが、そのうち、7 人の女性は、男の子は女の子よりも頭がいいという考えには同意している。男性は、教育を受ける機会という点で圧倒的に有利な立場にあり、知的能力を伸ばすことができる環境にある。その現実が、男の子は女の子よりも知的であるというジェンダー観を育てることになっていると思われる。

マスムワーカーの回答に関しては、彼女たちが、これまでマスムから繰り返し、女性の権利に関する研修を受けてきており、様々な角度から規範としての権利について学んできていることを考えると、「こう答えるべき」との考えに立って質問に答えている可能性には留意する必要があるかもしれない。そして、もしかすると、「こう答えるべき」考えと、「実現するべきだと確信している」考えが全く同じではない可能性は否定できないかもしれない。その点を丁寧に確認することは、今回の調査ではできなかったことを、一言述べておきたい。そのような限界はあるものの、前項で述べたマスムワーカーの権利理解と、上記の調査票での調査結果をあわせ、健康の実現を入り口にして権利について学びを積み重ねたワーカーたちが、権利について、村の女性たちとは一線を画した認識を獲得していることは明らかにみてとれる。

この調査からは、村の女性たちが、ジェンダー役割やジェンダーについてのステレオタイプに規定される範囲内で、権利を理解している傾向があることがうかがえる。たとえば、女性と教育について、女性と男性には平等に教育を受ける権利があると考えているものの、男性には一家を支える役割があるのだから、男の子に教育を受けさせるのが望ましいと考える傾向は強い。また、子どもができなかったり、息子が生まれなかったりする際に、二人目の妻と結婚することについては、女性ワーカーたちは、明確な権利侵害だと考え、差別的で、法律違反だとも考えているものの、村の女性たちは、最初の妻がそれでいいと考え、女性がしかるべき取り分をもらえるのなら構わないとも答えている。結婚した女性に求められる役割が子ども、特に息子を生むことであることを受け入れており、そのことが男女の平等とは相容れない考え方であることや、女性の尊厳を傷つける結果を生むことを問う意識は希薄である。ダウリーに関しても、あげることももらうことも間違っていると考えるものの、女性にとっては自分の生活の保障になるものとも考えており、女性の名義になるのなら構わないと答えた女性もいた。ダウリーがあることで、女性の存在がおとしめられているとは考えていない傾向が強い。また、今回の調査からは、設問 12 を除いては、中高カーストグループの女性たちと、ダリット

や先住部族を含む低カーストグループの女性たちからの答えやコメントに、明確な差異は見られなかった。

3-3-5 権利理解は女性たちをどのように変えるか

権利についての理解は、女性たちに、どのような変化をもたらしただろうか。このことに焦点を当てて、マスムワーカーとして仕事をしてきた女性からの聞き取りをおこなった。その結果を、ライフヒストリーのような形で、以下に記したい。それぞれの話からは、マスムに関わり、健康や人権の問題について学び、村の他の女性たちへの支援に関わってきたことによる内面の変化がうかがえる。

①スマ（仮名）の事例

スマは17歳で結婚したが、夫には全く稼ぎがなかった。娘が3人生まれたが、男の子ができなかったことで、彼女は落胆した。子どもを育てて生計を立てることは、彼女一人の肩にかかっていた。常にストレスを感じる生活のなかで、彼女は体調を崩した。そんなとき、マスムに出会い、ワーカーとして働き始めた。ワーカーになれば収入も得られるので、家族も同意してくれた。

マスムでは、自分自身の悩みを話すことができたし、さらには、家庭での問題に立ち向かう勇気ももらえた。収入を得ることができるようになったことで、家の中での彼女の地位も変化した。自分に自信を持つことができるようになったことにより、夫や義理の母が決めたことに対して、自分の考えを言うという勇気も生まれるようになった。現実を理解し、そして、合理的で現実的な決断をくだすことができるようになった。

現在、彼女は、実質的に一家の長の役割を果たしている。だが、夫からの反発はずっと続いており、彼女の言うことにことごとく反対する、彼女を非難する、自分のことを尊敬していないと文句を言う、細かいことに文句をつけるという状態が続いている。22年間、結婚してきて、今もこのような状態だと語りながら、彼女は涙をこぼした。そして、あきらめずに、彼が理解し歩み寄ってくれるのを待ちたいと語った。

②タラ（仮名）の事例

タラは、低カースト出身の女性で、織物を学ぶためにマスムに入り、その後、保健ワーカーになるための研修を受けた。研修を受け、女性の婦人科系の病気の相談に乗ることができるようになって、自分に対する自信が生まれるようになった。あらゆるカーストの女性が彼女に相談に来るようになり、そのことがますます彼女の自尊感情を高め、責任感も生まれた。マスムでは、女性に丁寧に働きかけ説明すること、自分で自分の健康管理ができるよう女性を支援すること、そして、そのために必要なコミュニケーショ

ン・スキルを学んだと彼女は言っている。これらのスキルと自信のおかげで、アルコール中毒の夫ともうまくつきあえるようになった。夫とうまく話し合うことができるようになり、結果として、夫との関係がより平等になった。「ほとんどの場合、夫と一緒に物事を決めている」と彼女は語っている。これから、彼女がやろうとしているのは、娘には学校を修了した後で結婚させること、そして、結婚の際にはダウリーを持たせたり、もらったりしないことである。

③ビナ（仮名）の事例

5年前にサチ（女性に対する暴力ワーカー）に加わったビナは、遊牧民の部族の出身である。他の多くの女性と同様、彼女も夫からの暴力を受けていた。マスムで活動することで自分に自信が生まれ、はっきりと自分の意見を述べるようになった。

一番、大変な思いをしたのは、自分の姪の幼児婚をやめさせたときだった。他の家族は激怒し、夫も彼女のことを許さなかった。マスムは彼女をサポートしたが、家のなかでは大変な反発にあった。だが、ビナはあきらめず、今では、夫もビナの言うことが正しかつたと認めるようになったが、でも、家族の決定には逆らうべきでないとも言う。家のことで夫と違う意見を述べても夫がビナをたたかなくなってから、1年以上が経過したとのことだ。ビナは、自分に自信が生まれ、きちんと考えを主張できるようになったことで、エンパワメントされたと感じている。盲目的に慣習に従うことはやめようと考えていて、地域の人たちにも、物事は変えられるということを伝えたいと思っている。

④ビマル（仮名）の事例

ビマルは、村のマスムワーカーである。現在、24歳で、10年生まで学校に通った。1997年、15歳のときに、結婚し、現在、義理の母、息子、娘と暮らしている。2000年から、マスムで働いている。

トラックの運転手をしていた彼女の夫は、7ヶ月前にエイズで死亡した。家族は、彼の病気を結核だと思いこんでいたし、夫は、エイズについて良く理解していなかった。ビマルも、2年前に、突然、病院で、夫の病気を知らされるまで、何も気づかなかった。彼女も夫もショックを受けた。彼女は、エイズの危険を良く知っていたので、落ち込んだが、気持ちを強く持って、体調面でも精神面でも夫の面倒を見ようと決心した。確認のための再検査の結果も夫は陽性だったが、ビマルと子どもは感染していなかった。夫は体調に気を遣うようになり、お酒もやめた。

しかし、夫は、家の周りでただぶらぶらしているだけで、仕事は何もしなくなった。家族は経済的に厳しい状況に追い込まれていったが、それでも夫は何もしようとしなかった。二人目の子どもがまだ小さくて手がかかることもあり、ビマルは、何度も夫と激しくけんかした。ビマルは、運転の仕事は肉体的にきついので、畑で仕事をしないかと夫に持ちかけた。

夫はなかなか聞く耳を持とうとせず、よく怒りを爆発させた。そして、運転手の仕事に戻ったが、すぐに病状が重くなってしまった。この頃には、彼の家族と村の人たちは、彼の病気に気づいていたが、彼の家族たちは、誰も彼の面倒を見ようとはしなかった。病状が進んだので、ビマルは、自分の兄弟に助けをもらって、夫を HIV/エイズ患者専門の病院に入れた。その 10 日後、夫は亡くなった。一緒に暮らしている義理の母以外は、夫の家族は誰もお葬式に来なかった。それほどまでに、エイズへの偏見は強い。

ビマル自身の兄弟が、非常に良く彼女をサポートしてくれたこともあり、彼女は夫の死を受け入れ、さらに、夫の死について彼女を非難する人たちにも負けることはなかった。ビマルが働くように言わなかったら、夫は死ななかつただろうと言われたことに、彼女は苦しみ、怒り、自分の人生を壊したのは夫だと言いたい気持ちだった。

ビマルは、マスムを通じて、HIV/エイズ感染者の権利や人を大切にする態度を学んでいたために、夫をきちんと世話することができたと感じている。彼女の両親は実家に戻ってきてもいいと言ってくれていたが、しばらく実家で過ごした後、ビマルは夫の家に帰ってきた。

マスムや自分の兄弟の助けを得て、ビマルは、結婚した女性が身につける首飾りや装飾をこれからも続けようと思っている²³。女性の立場を装飾品で示す社会規範を壊したいと考えているのだ。彼女はマスムでの仕事を続け、夫を亡くした他の女性のロールモデルになりたいと考えている。そして、女性が、男性がいなくても、尊厳を持って生きていけることを証明しようと思っている。これは、まだ社会に浸透した考えではないので、プレッシャーが大きいことも事実である。

²³ 結婚した女性は、「マンガルストラ」(Mangalsutra) と呼ばれる黒のビーズのネックレスを身につけるが、夫が死ぬと取り外す習慣になっている。また、結婚している印として、「クムクム」(Kumkum) と呼ばれる赤い粉を額につける習慣がある。

写真 10：ワグハプールでの女性ワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッション



マスムワーカーへの聞き取りからは、マスムに関わり、権利について学んだことによる変化として、自尊心(self-esteem)の向上、自信、自分と家族への責任感、一人ではないという意識、「伝統」や「慣習」に従わない強さ、「伝統」や「文化」の名の下に内面化された差別への気づき、責任を果たすべき組織に権利の実現を求める必要性の認識等の答えが返ってきた。そうした変化の結果として、現実を受け入れるとともに、行動を起こすことを恐れなくなり、事実や自分の意見をはっきり言うことができるようになったとも語っている。ライフヒストリーでも述べられているが、法律で禁止されているものの、今もインドで広くおこなわれており、女性に対する暴力の原因の一つとなっているダウリーを、娘には持たせないと明言したワーカーもいた。また、夫との関係が変化したことも、マスムワーカーたちは語っている。

このようなワーカーの考え方と比べると、村の女性たちは、従来の考え方と違う考えを持つこと、社会規範を変えることには、あまり自信を持たずにいる傾向が強い。ワーカーの女性たちからは、権利を理解した女性たちが、自分に対して肯定的になり、自分で考え、地域と社会に対して自律的に行動するようになった様子がうかがえる。そして、マスムで活動することが、自分たちにエネルギーを与えてくれると語り、まず、自分自身が変わることによって、地域の変革のために働けるようになるとも語った。

権利理解による自身の変化と、地域の変革への意欲は、集団での行動や働きかけの重要性についての認識にも結びついている。村の女性、マスムワーカーとも、集団になることで、責任を果たすべき組織や機関に効果的に圧力をかけ、ダリット等の弱い立場にいる人々を支援するために有効な働きができると考えている。たとえば、村の女性たちは、ドゥルパダの事例（パンチャヤットのメンバーに選ばれたものの、十分な活動ができないでいる）について、女性にセクハラをしている男性がもし影響力の強い人間なら、ダリットの村長が一人で力を発揮することは難しいと述べ、女性グループが協力することが必要だろうと語った。ムニヤラニやアシャの事例についても、自分のことについて

話せる女性グループがあり、グループが彼女をサポートすれば、家族や夫と話し合う勇気が生まれるだろうと語っている。そのような女性グループは、女性にとっての情報源であり、女性の権利や法律について意識を高めることを促す場であると考えている。様々な形での意見表明や働きかけ、村落議会や政府機関が認識していない問題についての意識の向上と理解の促進、州政府が実施する取り組みの監視等にも力を発揮できると語った。

このように、集まって行動することの重要性は、村の女性も、村のマスムワーカーも認識しているものの、女性グループの意義や果たす役割については、違いが認められた。マスムワーカーは、グループでの活動により、「個人的な問題」が公的（パブリック）な場で話されることになり、地域の課題として議論されることになるという点に意義を見いだしている。そのことにより、権利の実現に責任を果たすべき人間や組織による、しかるべき行動を促せるという点である。それに対して、村の女性たちは、女性グループを、現実には有効な力を発揮していない法執行機関の代替組織のような位置づけで捉えていることがうかがえる。たとえば、セクハラをしている男性に対して、女性グループが罰金を科す、あるいは彼を罰する、たたくといった意見が出され、腐敗した法執行機関に代わって女性を救えるのは、女性グループだとの声も聞かれた。アシャの事例（ダウリーを原因とする家庭内暴力のために、夫と別居中）では、もう一度、夫の元に帰るというチャンスを与えてはどうかという意見とともに、アシャにひどい扱いを続ければ、舅や姑が年を取ったときにアシャから復讐を受けることになるという脅しをかけてはどうかという意見もあった。本人や、機能しない法律に代わって、「正義」を実現できるのは女性グループだけということなのだが、現実にとろうとしている行動は、女性に妥協を促す提案であることもあれば、数の力を頼んだ懲罰機関のような提案もあり、女性の権利侵害を救済するという観点は強くない。女性の問題を権利侵害という観点から捉え、さらに、女性個人の問題であると同時に地域の問題として捉えているマスムワーカーとの認識との違いが現れている点である。

権利理解が内面化され、権利の重要性を本当に信じているかどうかは、侵害された権利を回復するために何か行動を起こすかどうかに現れるのではないだろうか。この点に関し、マスムワーカーたちは、権利が侵害された場合には、自分の判断を尊重し支援してくれる人たちの助けを借りて、不公正な扱いや社会規範を変えるために行動すると答えている。他の女性のロールモデルになりたいとのコメントもあった。そして、たとえば、家庭内暴力の場合には、夫と話し合うよう努力はするが、暴力を許すことはしないと語っている。

マスムワーカーたちは、こうした強さが生まれたのはマスムの研修のおかげだと述べており、権利の重要性とともに、女性たちが集まることの強みを経験できたと語っている。ワーカーのグループからは、今ではマスムがいてもいなくても、自分に自信を持てるし、権利をよりどころにした行動ができるという声が聞かれた。

マスムワーカーに比べると、村の女性たちは、従来の規範や考え方とは異なる行動をすることについて積極的ではない。そんなことはできないと考え、社会からの期待や要求の前で自分を殺してしまう傾向が強い。たとえば、ケーススタディのシーラの事例(エイズに感染した夫を抱え、経済的に困窮)では、夫を看病し、生計を立てるためにお金を必要としているシーラを助けるための提案は考えつくものの、それらを実行するのはとても難しいとも感じている。自殺するしかないと答えた村の女性もいた。「もし自分がシーラだったら、とてもそんなストレスには耐えられない」というのである。村の女性グループの一つからは、もし自分が、胎児の性別診断を強要されそうになっているラニの立場になったら、夫に対し、男女には平等な価値があると説得はするが、それ以上は祈ることくらいしかできないという答えが返ってきた。ラニのような状況に置かれると、できることは何もないと考える女性は非常に多く、どうしようもないという感情に支配される傾向は強い。しかし、村の女性の一人は、自分が抱えていたおりもの問題を夫に話し、医者に診てもらふ必要を理解させた経験を語ってくれ、あきらめないで、辛抱強く努力しないといけないと前向きな意見を述べた。

権利理解によって内面的な変化を遂げたマスムワーカーたちは、実際に何か行動を起こしているのだろうか。上述したようなワーカーの女性たちの信念は、地域の女性を巻き込んで、物事を変える勇気につながっているようである。たとえば、ワグハプールでは、女性をレイプすると脅迫した男性の問題について、何か対策をとるよう村長にかけあうという事例が生まれている。また、妻を殺害すると脅した夫の事例については、女性たちが村の家庭を訪問して署名を集め、村長に働きかけて問題を村落議会にかけ、女性に対する暴力を地域の問題として認識させることに成功した。暴力の脅迫が、女性にとって許容できない問題であり、女性には暴力の恐怖を感じることなく地域で生きていく権利があるということを村のマスムワーカーを通して、村の多くの女性たちが理解してきている例だと言えるのではないだろうか。マスムワーカーたちは、厳しい状況に置かれている女性を助けてきた実績によって、村の女性の協力を得られるようになっている。そして、このように、問題が地域の問題として捉えられ、その防止や根絶が地域の責任として認識されるようになれば、男性や地域からの抵抗や反発は、かなりの程度、押さえ込めることになるのではないかであった。

マルシラスでも、マスムワーカーたちは、村の女性たちを動かして、酒類の販売について行動を起こした。密造業者を見つけて、取り締まるよう告発し、警察に何か行動を取るよう訴え、問題を押さえ込もうとする政治的な圧力に負けずに活動した。最終的に、村での密造酒の販売をやめさせることに成功している。また、政府の保健サービスの質の向上についても運動を起こし、村の女性とともに、村レベルで保健サービスがきちんと機能するように求め、村落ミーティングを通じて、州政府が保健センターを村に設置するよう訴えた。ただ、村の女性たちは、政府のセンターなら費用が安く、自分たちにも行くことができるから嬉しいという考えであり、「保健サービスを受ける権利」とい

う観点から、こうしたセンターの設置を求めているわけでは必ずしもない。しかしながら、女性の問題を地域の問題と捉え、対策を講ずべき人と組織に対して行動を起こしており、権利の実現に責任を果たすべき主体（duty-holders）の関与を重視している点で、権利をよりどころにするアプローチの具体的な実践例になっていると言えるだろう。

3-3-6 権利を実現しようとする女性への周囲の反応と反発への対応

スリランカ同様、インドでも、権利を理解し、権利を実現しようとして行動する女性に対し、周囲は好意的であるとは限らない。前述したマスムワーカーのライフストーリーからもわかるように、マスムワーカーの女性の多くも、反発や抵抗に遭っており、マスム事務所のスタッフたちも、女性への反発の事例について認識している。

反発は、家族からのものが最も多く、地域の人々からのものもある。具体的には、マスムでの仕事を続けるなどと言う、マスムと一緒に活動する村の女性グループをつぶそうとする、政治的な脅しをかけようとする、警察が話を聞かない、「お金のためにやっている」というような評判を流してマスムの仕事の中傷する、村で起こった事件をマスムが止められなかったと言ってマスムに責任を負わせようとするといった事例が報告されている。

マルシラスでマスムワーカーとして仕事をしている女性からは、当初、マスムの研修に出ることについての理解を得ることさえ難しかったことが語られた。最初に4日間の研修に参加した際には、家のことを全てやってからでないと行ってはいけないと家族に言われ、家事全ての段取りをつけて初めて参加を許されたとのことである。一緒に研修を受けた25人の女性のうち、次の段階の研修に参加したのは15人であったが、教育レベル等の問題で本人が困難を感じて参加をやめた女性に加え、家族から行ってはいけないと言われて参加できなかった女性もいたとのことである。最初の研修に参加した25人中、7人が、現在も保健ワーカーとしての活動を続けているとのことであるが、その女性たちも家族との軋轢は経験している。今でも夫の母は外に出て働くことを良く思っていないというワーカーもいれば、マスムで働き始めた最初の6ヶ月間は、ずっと夫とけんかしていたというワーカーもいた。

ワーカーたちにとって、夫は、最も激しく抵抗や反発を示す相手であるとともに、権利を学ぶことを通じて、大きく関係が変化する相手でもある。以前は、様々な面で奉仕するのが当然と思い、たたかれることさえも受け入れていた女性たちが、暴力をふるわれるのは良くないことだと気づき、自分には意見を言う権利があり、意見を聞いてもらう権利があることを認識し、夫に対して意見を言い始める。最初に起きることが多いのは、「マスムに行かせたからこんなことになった」という反応であり、そこから言い争いや喧嘩が起きることになる。

このような状態に陥ったときに、どういう対応が最も効果的に働くのだろうか。ワグハプールでのフォーカス・グループ・ディスカッションで出てきたいくつかの経験と意見を紹介したい。

【マスムワーカーA】

マスムでの仕事を通じて、村で名前が知られるようになり、仕事ぶりも評価されるようになってきた妻につらくあたることは、夫自身の村での評判を落とすことになる。逆に、妻に協力的な態度を示すことにより、夫は村の人から評価されることになる。妻への協力が、自分自身の評価を高めることになると気づいたことで、夫の態度は少し変わった。

そうは言っても、夫がいやなことを言うと、その場では言い返さず、こちらの言うことを聞いてくれそうなきを見計らって自分の気持ちを伝えるようにするなど、夫とのコミュニケーションには気を遣ってきている。そして、マスムの仕事のために外出するときは、何のために、どんな仕事をするために出かけるのか、丁寧に説明するようにしている。

【マスムワーカーB】

稼ぎがない夫に代わって、一切の家庭責任を引き受けている。過去2、3年は、一人で家庭のことを決めるようにもなっているが、夫はそれが気に入らない。「妻は、自分の言うことを聞かない」と文句を言っている。夫を変えることに、それほど成功しているわけではないが、あきらめずに、我慢強く、夫とコミュニケーションを取る努力を続けるしか方法はないと思っている。マスムで働くことが、勇気や励ましや支えになっている。

【マスムワーカーC】

夫婦間での喧嘩は、いつもお金のことだった。マスムで働くことによって、定期的に収入を得る道が確保でき、今では、夫が日常的な家計費を負担し、自分が家のローンのための費用を負担するようになっている。このように、自分が家族に対して目に見える貢献をしていることで、夫の態度は軟化し、マスムでの仕事にも理解を示すようになった。

写真 11：マスムの女性ワーカーたち



マスムで働くことによって得た、村での評判や家計への経済的な貢献が、女性たちの働きを夫や家族が認識することにつながっている。こうした、いわば実利面からの女性の活動への理解は、女性の働く権利や選択の自由を理解した結果とは言えないが、女性の存在や意思を尊重し、平等なパートナーとして認識するための第一歩になる可能性はあるだろう。その段階に到達するには、女性たちが語っているように、あきらめずに、粘り強く、コミュニケーションをはかる必要があるようである。説得のためのコミュニケーション・スキルと交渉スキルの重要性は、他の女性も口にしている。そうした努力が功を奏して、少しずつ、家族からの反発が減っていると語った女性ワーカーもいた。

男女そして夫婦の平等な関係や、夫婦が協力して家庭を維持していくことの重要性について、夫や周囲に粘り強く働きかけることで、女性の権利を理解させていくという戦略は、人権の普遍性を考えれば、理想的な状況ではないのは確かである。インドの憲法で、男女の平等な権利が保障されていることを考えても、本来、女性が当然、与えられるべき権利を実現するために、特別な努力や配慮が必要であるわけで、女性にとって理不尽な状況であるとも言えるだろう。だが、男女の平等が法的に保障されていても、現実には全く実現していない状況では、このような忍耐強い働きかけなしには、男女が平等な存在であり権利を持っていることを周囲に理解させるのは困難であることが改めて浮き彫りになってくる。そして、少し視点をずらせば、このような状況は、男女の性比等の指標で女性が著しく不平等な地位に置かれているインドだけでなく、程度の差はあれ、日本を含む様々な場所で、今も続く現実であることが理解できるだろう。

こうした個人的な努力による抵抗や反発への対応に加え、マスムワーカーとのフォーカス・グループ・ディスカッションで興味深かったのは、女性の権利侵害に関連する問題を地域の問題として扱い、対策をとるように働きかけることによって、男性や地域からの反発に対応するとの意見であった。前述したように、マスムが活動する地域では、女性たちの働きかけにより、妻を殺害すると脅した夫の問題を村落議会で話し合うこと

に成功した事例が生まれている。女性に対する暴力を地域の問題として認識させ、取り組みを促すことに成功した事例であり、このように、問題を地域で取り組むべき課題とし、その防止や根絶を地域の責任とするように働きかけることによって、男性や地域からの抵抗や反発が緩和される効果があるとのことであつた。そのためには、地域の有力者を含む人々のなかに、いかに理解者と協力者を増やすかが重要になってくるであろう。ここでも重要なのは、コミュニケーション・スキルと交渉スキルなのかもしれない。

マスムが、組織として直面する最も重大な反発であり障害は、女性に関する問題が村で起こったときに、マスムに責任があるかのように考えられることである。これは、村でのマスムの存在がそれだけ大きいことの表れとも考えられるが、村の責任を回避しようとして、女性に対する暴力が起こったこと、あるいは防げなかったことの責任をマスムに押しつけようとする姿勢でもある。このような動きが起こったときに重要なのは、地域の他の人々が、マスムを理解し、マスムを支援する態度を示してくれることだろう。そのためには、村で活動するマスムワーカーが、地域の人々の声と気持ちに沿った活動をおこない、地域の人々から遊離した存在にならないよう注意することが必要であるし、地域の支援によって活動を強化、拡大していく戦略が重要である。マスムワーカーが、村の人々、特に女性たちの声を代弁し支援する存在として認識されるために、絶えざる努力と注意が必要であるだろう。

3-3-7 インドの経験が教えてくれること

女性の権利の実現を目指した活動を積み重ねてきた NGO であるマスムとの調査からは、権利を女性に伝える際の伝え方、女性たちの権利理解、さらに権利を理解した女性たちの変化について、示唆に富む結果が得られた。

まず、村に住む、必ずしも教育レベルが高くない女性たちに対する権利の伝え方については、マスムの活動の原点である女性の健康の実現を出発点にした啓発をおこなっていることが理解できた。多くの女性が日常的に経験する健康の問題を切り口にして、そうした問題を自分自身で把握して適切な対応をおこなうことの必要性を認識するように働きかけることにより、女性たちは、自分の身体が自分のものであることを学ぶとともに、自分の健康のことを考え、健康を維持する必要があることを理解するようになる。そのことを起点として、一人一人の人間には健康を実現する権利があることの理解につなげ、さらに、他の様々な権利の理解に結びつけるという方法をとっている。

権利について知るだけでなく、その重要性を理解するためには、抽象的な権利理解では困難であろう。そのことは、スリランカの調査からも明らかになっていると思う。そして、日本の状況を考えても理解できることであろう。「権利は大切」という言葉を真っ向から否定する人はほとんどいないだろうが、では権利を実現するとはどのようなこ

とであるかを自分の言葉で説明できる人はそう多くはないだろう。このような状況を考えると、マスムがとっている、自分の経験に引きつけて具体的に権利を実感するという方法は、学ぶところが多いのではなかろうか。

女性たちの権利理解については、マスムワーカーと村の女性たちでは、明確な違いがみられた。マスムワーカーについては、規範として権利を理解し、そうすべき、あるいはこうあるべき規範を念頭に置いて問いかけに答えている可能性は否定できないものの、女性を一人の人間として認識し、その人格、可能性、意思を尊重しようとする態度は明確に現れていると思う。さらに、伝統や文化の名の下に正当化されがちな、女性の不平等な地位を存続させることになる社会通念を問い直し、拒否する姿勢も明確になっている。女性は男性に従属する存在であるという考えが無意識のうちに内面化され、身体的暴力さえも当然のものとして受け入れるべきだと信じていた女性たちが、以前には感じる事がなかった自分への肯定感や自信を手に入れていることが理解できる。さらに、同じ課題を共有する女性たちと地域や社会を変えていこうとする意欲にもあふれており、その意味で、エンパワメントに大きく近づいた状態であると言えるだろう。このような状態に到達するためには、通り一遍ではない権利理解が必要であり、その観点からも、マスムがとっている権利理解の方法は示唆に富むものであると言えるだろう。

村におけるマスムの貢献は、マスムワーカーによる女性への丁寧な働きかけの結果としての女性の健康状態や生活の改善として理解されているようであり、また権利についての理解も徐々に進んでいるようである。しかし、マスムが現在、抱えている問題としては、前項で述べたように、女性が夫に焼き殺された場合に、マスムの女性に対する暴力ワーカーが何もしなかったからだと考えるというように、人々が様々な問題の解決に際してマスムワーカーを頼りにし、問題が解決しない場合には、マスムの責任として捉えるような状況があることが指摘された。地域として、女性の問題に向き合うことをせず、問題解決の責任をマスムに押しつけるとしたら、村にとって、そしてマスムワーカーにとっても望ましいことではない。マスムワーカーが、あくまでも、問題の存在に目を向け、解決を促すための側面からの支援役（ファシリテーター）に徹しつつ活動することが求められていると思う。支援される側の意思や意欲をうまく引き出し、村の女性たちが中心になるような支援方法を注意深く模索する必要がある。丁寧に実践するのは容易なことではないが、今後のマスムの課題の一つである。

4. 「権利をよりどころにするアプローチ」の可能性と課題（4-4 橋本ヒロ子、4-1 ～ 4-3 三輪敦子）

4-1 「権利をよりどころにするアプローチ」の可能性とジェンダー

ここまで、「権利をよりどころにするアプローチ」について、その登場と意義を説明し、スリランカとインドで NGO の協力を得ておこなった調査に基づいて、「権利をよりどころにするアプローチ」の実践例を、その手法や効果について検証してきた。この章では、これまでの調査をふりかえりながら、「権利をよりどころにするアプローチ」の可能性と課題を検討し、さらに、同アプローチが、日本のジェンダー状況とどのように関連して、どのような意義を持つかについても述べたい。

「権利をよりどころにするアプローチ」については、今回、スリランカ、インドの3つのNGOと調査をおこなったが、どのNGOも同アプローチの可能性については、非常に肯定的であった。特に、インドのマスムは、そのような名称が登場する以前から権利の実現を掲げて活動してきたNGOであるが、現在、様々な国際機関やNGO が採用するようになっている「権利をよりどころにするアプローチ」の拡がりについても望ましい変化として認識していた。マスムの代表の一人であるラメシュ・アワスティ氏（Dr. Ramesh Awasthi）は、政府が様々なサービスから「撤退」しつつあるインドの現状に歯止めをかけることを可能にする概念として権利は重要であり、人々の福祉の実現に向けて政府が義務を果たすことを促すことを可能にし、法律や条約上の約束の履行を迫ることができる根拠になると語った²⁴。そのような事例の一つに、女性差別撤廃条約（CEDAW）を活用して政府に圧力をかけることによって成立した、インドの「女性に対する暴力防止法」がある。

「権利をよりどころにするアプローチ」の可能性については、調査のなかで聞き取りをおこなった様々なNGOからも、「開発のプロセスにおいて、これまで重視されていなかった権利の実現という視点が入るのは大変望ましい」として評価する声が多かった。サービス提供でなく、アドボカシーや社会変革に重点を置いて活動してきたNGOに、特にその傾向が強く感じられた。たとえば、プネのアドボカシーNGOである、全国アドボカシー研究センター（National Centre for Advocacy Studies）のアミタブ・ベハール氏（Mr. Amitabh Behar）は、社会運動や政党によらずに活動してきた組織やNGOにとって、権利をよりどころにするアプローチは新しい考え方ではないとし、不平等な力関係を平等な力関係に持っていく場合に「権利」は大きな力になること、それ故、社会正義の実現を政府に対して求めていく際に、唯一、有効なアプローチであるとして、権利をより

²⁴ ラメシュ・アワスティ氏（Dr. Ramesh Awasthi）からの聞き取りによる（2006年8月31日）。

どころにするアプローチの可能性を強調した²⁵。

アミタブ・ベハール氏の語る「力関係の変革」は、権利をよりどころにするアプローチが、従来の開発アプローチと最も趣を異にする点であろう。従来の開発アプローチは、経済や社会状況の変革を射程に入れることはあっても、政治的な視点はほとんどなかったと言っている。だが、権利をよりどころにするアプローチでは、権力構造の最底辺に置かれている人々に権利を保障することが、当然、視野に入ってくる。それは、自ずと政治変革を伴う取り組みになるだろう。マスムのラメシュ・アワスティ氏も、「私たちは、権利のために活動している。ということは、政治的な活動をしているということだ。」と語っている²⁶。不平等な力関係を平等な力関係に持っていくプロセスは、これまで力を奪われていた人々が力を取り戻すプロセスであり、エンパワメントそのものとも言えるだろう。その意味で、誠実に理解し、実施されるのなら、権利をよりどころにするアプローチは、エンパワメントを目指すアプローチであることが理解されるだろう。その意味で、女性、特に最も厳しい状況に置かれている、ダリットや先住民族の女性たちの地位の向上や状況の変化にも大きな役割を果たすことができるアプローチであろう。

現在のインドで、権利をよりどころにするアプローチが重要視されている背景については、グローバル化とネオリベラル経済の浸透の影響を指摘する声が多かった。マスムスタッフとのフォーカス・グループ・ディスカッションでは、グローバル化が進む現状では、権利をよりどころにするアプローチには利点と意義があるとの意見が出され、政府、そして権利の実現に義務を有する人や組織の責任を明確にすることができる点も重要な強みとして指摘された。「情報への権利」の実現を目指して活動するデリーのNGOであるワンワールドサウスアジア（One World South Asia）での聞き取りでは、過去10年ほどの間に、権利の実現に向けた動きが強まった理由として、①福祉国家の後退、②グローバル化、③市民社会の役割の増大、④メディアの役割の拡大の4点が挙げられた²⁷。そして、完全にネオリベラル経済の影響下に入ってしまった、水や教育への権利が後退しつつある状況のなかで、権利をよりどころにするアプローチの重要性が増していることが指摘された²⁸。インドで1990年代以降、急速に進んでいるネオリベラル経済の浸透は、同時期に起こったグローバル化の進展とともに、インドの人々の生活を大きく変えてきているが、そのなかでとりわけ危機にさらされているのが、水の確保といった基本的人権とも密接に関わる社会権の保障である。そうした状況のなかで、権利の実現

²⁵ アミタブ・ベハール氏（Mr. Amitabh Behar）からの聞き取りによる（2006年3月31日）。

²⁶ ラメシュ・アワスティ氏（Dr. Ramesh Awasthi）からの聞き取りによる（2006年8月31日）。

²⁷ ギータ・バルドワジ氏（Ms. Geetha Nambisan Bhardwaj）他への聞き取りによる（2005年9月6日）。

²⁸ アミタブ・ベハール氏（Mr. Amitabh Behar）からの聞き取りによる（2006年3月31日）。

を掲げることの重要性が、以前に増して認識されていることがうかがえる。それでは、権利をよりどころにするアプローチは、ネオリベラル経済をラディカルに変えうる力があるのだろうか、それとも多少の軌道修正を迫るものにすぎないのだろうか。それは、このアプローチが本質的にはらんでいる力関係の変革という視点が、どれだけ具体的に理解され進展するかにかかっているのではなかろうか。

現実に、権利をよりどころにするアプローチを実践するにあたって、特に開発協力や開発支援の場で実践する場合については、懸念や留意点も指摘されている。良く耳にするのは、取り組みの対象とされる範囲が広がりすぎ、結果的に、これまでと何ら変わらないアプローチでおこなわれている取り組みを、権利をよりどころにするアプローチによるものとして理解してしまう危険があるという批判である。国際機関であれ、NGOであれ、これまで開発協力機関がおこなってきた様々な取り組みを、人権あるいは権利の実現を目指した取り組みと説明することにより、あたかも権利をよりどころにするアプローチを実践しているかのように装うことは既におこなわれている²⁹。人間の生活に関わる様々な状況の改善を、このように簡単に権利の実現という観点から説明してしまうのは、先に述べた権利をよりどころにするアプローチの意義と性格からすれば、誠実なことではないはずである。また、権利を厳密に法的解釈の観点から考える立場の人たちからは、漸進的実現という性質を持つ社会権の実現を重視する権利をよりどころにするアプローチは、実質的には実現不可能な、誤った希望を与えることになるという批判もおこなわれている。

全国アドボカシー研究センター (National Centre for Advocacy Studies) のアミタブ・ベハール氏 (Mr. Amitabh Behar) からは、さらに現実的な懸念も表明された。1点目は、権利をよりどころにするアプローチが、対立的なアプローチになるのではないかという懸念である。上述したように、権利をよりどころにするアプローチは、自ずと力関係の変革が射程に入ってくるアプローチであり、誠実に実践するならば、弱者から強者への異議申し立てを伴った権力構造の変革に結びつく可能性が大きい。こうした取り組みは、政府との直接的な対立を招く可能性が大きいのではないかという懸念である。そして、この懸念は、そのような取り組みを、これまで政治的な支援には距離を置いてきた国際機関やNGOが、どのような基準で、どの程度まで支援するつもりがあるのだろうかという懸念にも結びつく。

2点目は、そうした政府との対立が、本来、恩恵を受けるべき人たちを、さらに周辺化させてしまうのではないかという懸念である。対立が深刻化し、権力を持っている側が強硬な対応に出ることを選んだ場合には、十分に予想できる展開であろう。アミタブ氏は、これについて、どのようなプロセスで、権利をよりどころにするアプローチを導

²⁹ 世界銀行は、「開発と人権」と題する報告書で、「世界銀行が50年以上にわたって提供してきた融資は、(中略)何百万もの人々の権利を実現することに役立ってきた」と述べている (World Bank, 1999)。

入するかが問題になると語った。地域レベルでは、丁寧に導入の準備をおこなってから、注意深く実施していくよう配慮する必要があるだろうとのことである。この点については、権利と責任が、様々なアクターにうまく理解され内面化されたならば、軋轢を悪化させるのでなく鎮火させることができる可能性がある（Gready and Ensor, 2005、p.28）との指摘もある。権利と責任の理解が、当事者たちに内面化されるまでになれば、権利をよりどころにするアプローチの導入の準備が整ったことになると解釈できるのかもしれないが、ただ、その状態に到達するにはかなりの努力が必要になるだろう。現実の開発協力の場で、そのような丁寧な努力が積み上げられるかについては、あまり楽観できる状況ではないのが現実である。ただ、権利をよりどころにするアプローチがこのように注目を集めているのは、ドナーが人々の取り組みを地域レベルで支援しようとしていることの表れであることは確かだという意見も聞かれ³⁰、地域レベルで、どのように権利をよりどころにするアプローチを具現化するかが重要な課題になってくるのではないかと思われる。

上記の2点の懸念は、どちらもジェンダーの課題にも深く関連する懸念である。スリランカとインドでの調査結果で述べたように、権利の実現を目指す女性たちの取り組みには、家族や地域からの抵抗や反発が起きているが、そのような抵抗や反発の多くは、これまで女性が男性に従属することで保たれてきたバランスが、女性が自分の意見を述べるようになりバランスに揺らぎが生まれたことが原因となっている。その意味で、権力構造のなかで下位に位置する人間が、力関係の変革につながる動きを起こしたために起こる対立であると言えることができる。そして、こうした対立が深刻化し、自らにとって優位なバランスが崩れることに脅威を感じた側が強硬な態度に出た際には、権利を保障され恩恵を受けるべき人間の状況がさらに悪化してしまう恐れもある。

そうした事例が、2005年11月、ネパールのダリット女性を支援するNGOであるフェミニスト・ダリット協会（Feminist Dalit Organization: FEDO）で起こった。ネパールでは、役所に住民としての登録がないために、土地や家屋の所有権を行使できない女性たちが存在する。FEDOのワーカーが、財産所有権を行使できるようにするために、そうした女性の一人に付き添って役所に行こうとした際、そのことを快く思わない女性の夫に殺害されるという事件が起こった。権利の実現を支援しようとした女性の命を絶つという最も悲劇的な反発を招いたこの事件は、当然、女性が行使できるべき権利に向けて行動を起こしたときに、周囲、とりわけ家族がどのような抵抗や反発を示すかを如実に表す事例である。

だが、このように、細心の注意を払うべき懸念は存在するものの、権利をよりどころにするアプローチは、マサムが重視する「自分自身の身体と人生を自分で管理する」ことを、女性たちに伝える際に有効なアプローチであることは確かではなかろうか。そし

³⁰アミタブ・ベハール氏（Mr. Amitabh Behar）からの聞き取りによる（2006年3月31日）。

て、権利の実現を否定されてきた人々が、自分たちの存在に自信と肯定感を取り戻し、声を上げてもいいということを伝えることができるアプローチであると思う。そのことは、マスの支援で権利について学び、今は地域の女性のために働いているワーカーの女性たちの変化を考えれば明らかであろう。彼女たちとの話し合いからは、権利を学ぶことで、自信、自己肯定感、「伝統」や「文化」の名の下で正当化され内面化された差別を批判的に捉える視点、社会を変えることができるという積極的な意識が育っていることが理解できた。これらは、まさしくエンパワメントと表現できる状態であり、マスがとっている権利理解のプロセスが、女性たちのエンパワメントに貢献していると言えるのではないだろうか。

その際に、十分に留意しなければいけないのは、権利をよりどころにするアプローチを導入する際の働きかけ方であり、丁寧なプロセスづくりの重要性であろう。まず、アプローチを推進するワーカーたちが、自分たちの生活や経験に関連づけて権利を理解し、理解を内面化できるようなプロセスをつくることが重要であるだろう。地域の人たちに働きかける際には、予想される反発や抵抗と、その背景にある力関係の変革への恐れや脅威を念頭に置いて、注意深く活動を進める必要があるだろう。さらには、女性を含む、これまで力を奪われてきた人々の存在と尊厳が平等に扱われることを目指す点にこそ、権利をよりどころにするアプローチの意義があることを、アプローチを推進しようとする全ての人々が明確に理解し実践することが重要であると思われる。

4-2 「ニーズの充足」か「権利の実現」か

権利をよりどころにするアプローチについて、従来の開発アプローチとの大きな違いの一つとして指摘されているのは、これまで重視されていた「ニーズの充足」から脱却し、「権利の実現」を最重視するアプローチであるという点である。教育を受けられない人々がいる状況は、以前は、「教育サービスの提供が充分におこなわれていない状態」として認識されていたが、権利をよりどころにするアプローチでは、同じ問題は、「教育を受ける権利が侵害されている状態」として理解されることになる。そして、開発のプロセスのなかにいる人々は、「受益者」や「参加者」としてではなく、「尊厳を有する権利の主体」として認識されるようになる (Picard, 2004, p.2)。

このような認識の変化は、開発が、人生における選択肢、ひいては自由を拡大するプロセスであるとするセン (Amartya. K. Sen) の主張とも通じるものであり、より、民主的で参加型で公正な開発に向けた重要な転換と言えるだろう。だが、これまで、ニーズの充足に重点を置いて支援をおこなってきたサービス提供型の国際協力機関や NGO にとって、こうした転換は、十分に理解され、さらに現場レベルで実践されるのだろうか。問題の把握のしかたという根本的な点においても、従来のアプローチとは一線を画する

権利をよりどころにするアプローチを、プログラムやプロジェクトのなかで具体的に実施していくことに困難はないのだろうか。ニーズの充足から、権利の実現への移行は、実際にはどのような変化を伴うのだろうか。

今回の調査からは、スリランカ、インドの NGO とも、権利理解への導入のしかたについては、ニーズへの働きかけを出発点としていることが明らかになった。インドのマスムでは、女性たちに対し、現在、抱えている健康の問題に関する支援をおこなうなかで、女性に「自分の健康を守るのは自分の権利である」という意識を育てていく手法をとっており、そこから、生活のなかの様々な権利理解につなげている。スリランカの NGO では、権利理解に結びつけるプロセスについては、まだ十分に経験の蓄積がないようであったが、まずニーズに対応し、そこから徐々に権利の話を始めるとのことであった。

この点については、聞き取りをおこなった他の NGO から、まずニーズへの対応から支援をおこなったり、問題のありかに目を開かせるアプローチの有効性が指摘されている。たとえば、女性の土地所有権の保障に取り組む NGO である「女性と土地所有権に関する協議連合」(Consult for Women and Land Rights) のシバニ・バルドワジ氏 (Ms. Shivani Bhardwaj) は、今、現実に存在するニーズに関連させることで、権利に関心を向けることが容易になると語った³¹。また、国連女性開発基金 (ユニフェム) のスリランカにおける元ジェンダー・アドバイザーであるスリヤニ・ペレラ氏 (Ms. Sriyani Perera) は、支援に際し、権利について語るだけで、経済的な生計手段の創出を含む具体的な生活支援を何もおこなわないのは効果的ではないと語っている³²。

このような実践や意見を考えると、「ニーズの充足」から「権利の実現」へという転換が、ニーズの充足からの完全な脱却を意味するのではないことがわかる。このことは、開発が、何らかの形での福祉の不足や欠落に対する働きかけであることを考えれば当然のことかもしれないが、それでは、権利をよりどころにするアプローチの独自性はどのような点にあると言えるのだろうか。これは、権利をよりどころにするアプローチが、その意義を十分に発揮できるのだろうかという本質的な問いにも深く関わる点だと思われる。最初はニーズへの働きかけから支援を始めるとするなら、従来のアプローチと大きく異なるとは言えないからである。

重要なのは、ニーズを把握し、支援をおこなった後、あるいはおこなうなかで、どのように権利についての理解を促し、権利の重要性を内面化された理解として定着させ、権利を実現するとはどのようなことであるかを生活のなかの経験に則して感じとることができるようなプロセスをつくっていくことではないだろうか。その意味で、マスムがおこなってきている、ワーカーたちに対する継続的で丁寧な研修、村の女性たちに権

³¹シバニ・バルドワジ氏 (Ms. Shivani Bhardwaj) からの聞き取りによる (2005 年 9 月 5 日)。

³²スリヤニ・ペレラ氏 (Ms. Sriyani Perera) からの聞き取りによる (2006 年 4 月 6 日)。

利について伝える際のグループ・ミーティングを通じた意識啓発ともいえる手法には学ぶ点が多いと思われる。ニーズへの働きかけを、権利理解へと結びつけるプロセスが、どれだけ活動のなかに明確に組み込まれているかが、従来のアプローチと異なるアプローチとして権利をよりどころにするアプローチを実践する際の判断基準になるのではないだろうか。

4-3 「権利をよりどころにするアプローチ」が女性のエンパワメントに貢献するためのいくつかの提言

権利をよりどころにするアプローチの有効性や課題について、これまで検証してきたことを踏まえ、今後、同アプローチが、女性のエンパワメントに貢献していくために重要と考えられる点をいくつか述べてみたい。

①実際に支援をおこなうワーカーの権利理解の質と深さ

権利の実現を目指した支援をおこなう場合、実際に支援にあたる現場レベルのワーカーが、どのように働きかけをおこなうかに、支援の成否がかかっていると言っても過言ではない。その際には、当然のことながら、ワーカーが、どれくらい具体的に権利を理解し、自らの経験と関連づけながら理解を内面化しているかが問題になる。組織の理念や方針として権利が語られる限りは、抽象的な理解であっても、そう問題にならないかもしれないが、具体的な取り組みの場ではそれではうまくいかないはずである。その意味で、権利をよりどころにするアプローチの採用を組織が表明する場合には、実際にプログラムやプロジェクトを担当する現場レベルのワーカーが、どんなプロセスでアプローチを実施するかが組織全体で明確に理解されており、個々のワーカーにまで浸透しているかが重要なポイントになるだろう。

マスムがとっている権利理解の方法は、その意味で、示唆に富むものである。3日から4日間の研修が、2年間ほどの期間をかけて繰り返しおこなわれ、研修では、日常生活の経験と関連づける形で権利を学ぶことが重視されている。マスムのワーカーたちも、マスムで働き始めるまでは権利は身近な言葉ではなく、当初、権利を理解するのは簡単なことではなかったが、このような丁寧なプロセスを通じて、身の回りのあらゆる出来事を権利という観点から考えるようになったと語っている。逆に言うならば、こうしたプロセスを経ることなく、権利を深く理解することは困難なことが推測できる。近年の潮流や開発業界の「流行」に影響される形で、権利をよりどころにするアプローチを標榜し始めた組織にとっては、自らの立場を問い直すことになる実践経験でもあるだろう。

後述するように、ジェンダー関連の支援をおこなう場合には、とりわけ「文化」や「伝統」との軋轢が起りやすく、支援する地域での反発や混乱への対応を余儀なくされる

可能性を充分、視野に入れた支援が必要である。その際にも、実際に支援の現場にいるワーカーたちが、どれだけ、自分たちの言葉で権利を説明し、周囲を説得できるかが重要なポイントになるだろう。そのためにも、ワーカーたちのなかに、知識としてではなく経験として実感できる権利理解が内面化されることが重要であると思われる。

②丁寧なプロセスを通じた女性たちへの権利の浸透

マスムによる女性への権利の伝え方で重要だと感じるのは、「学ぶ」ことにより権利を理解するのではなく、日常生活に即した課題として「感じる」ことにより理解が促されていることである。健康の問題を入り口にして、一人一人の女性から健康の問題を引き出し、そのことへの対応をおこなうなかで、女性をグループ・ミーティングへと誘い、女性が自分の問題を語り、同時に他の女性の問題に耳を傾ける場所をつくる。こうした場への参加を通じて、女性たちは、自分一人の問題だと思っていた問題が、他の女性の問題であると同時に地域の問題でもあり、解決に向けて行動することができる問題であることを学ぶ。そして、それが、憲法や法律で保障された権利であることを学んでいくことになる。ともすれば、抽象的な「重要な」概念として伝えられがちな権利を、実体験のなかで納得できる概念として丁寧に伝えている点は学ぶところが多い。

このようなプロセスは、態度や社会規範の変化を視野に入れた女性への支援をおこなう際にも大きな意味を持つのではないか。男女の平等を含めた女性の権利は、インドやスリランカを含む多くの国で、憲法や法律で保障されているが、それが実生活のなかの態度や規範の変化に結びついていないのが大きな問題であり、女性の生活に実質的な変化が起きない原因となっている。上述したようなプロセスを通じた権利理解を浸透させることにより、法律で規定された権利が、女性一人一人にとって身近で重要な課題であることが理解しやすくなるのではないだろうか。

③権利の実現に結びつけることを視野に入れたニーズへの対応

今回、調査に協力してくれた NGO は、権利の実現を目指した支援を実施する際に、まずは緊急かつ具体的なニーズへの対応から始めていることが理解できた。だが、ニーズへの対応を、どのように権利の実現に結びつけるかについては、各 NGO における活動の蓄積と理念の明確化により、違いがみられた。「まずニーズに対応し、その後で権利の話を」とするスリランカの NGO については、インフォーマルな話し合いの場で権利についての導入を試みるという以上には、どのように具体的に権利理解を促しているかについては経験が蓄積されていない印象であった。それに対して、マスムでは、出発点がニーズへの対応であっても、支援がそこにとどまらず、女性グループのミーティングを組織し、話し合いの場を持つことによって、自分の問題と他の女性の問題に気づき、自分の問題が他の女性の問題でもあり、ひいては地域の問題でもあることを理解し、様々な問題が女性の権利の問題であることを理解するというプロセスがとられている。

権利の実現を目指した支援にあたっては、まずニーズに対応するというアプローチがとられていることは、権利をよりどころにするアプローチを採用している多くの国際機関が、同アプローチの特色として「ニーズから権利への転換」を謳っていることを考えれば、具体的にどのように同アプローチが実践されるのかという点で興味深い。注意しなければならないのは、ニーズへの対応をどのように権利理解に結びつけるかという視点が、どれくらい組織、そしてワーカーに理解されているかという点だろう。それが不十分であれば、従来のアプローチから変化のないアプローチになってしまう。権利をよりどころにするアプローチという観点からは、ニーズへの対応を、どのように権利の理解と実現に結びつけるかが何より重要である。

④「伝統」や「文化」を理由とする抵抗への適切な対処

権利を理解し、権利の実現を求めて声を上げ行動するようになった女性たちに対しては、スリランカでもインドでも、反発や抵抗が起こっている。最も多いのは、夫からの抵抗であり、家族や地域からの抵抗がそれに続いている。権利をよりどころにするアプローチが、これまで力を持つことができなかつた人々の力を回復することに深く関わっており、その意味で、現在、地域や家庭に存在する力関係をより平等なものに変革していくアプローチだとすると、反発や抵抗は当然の反応とも考えられるが、問題は、こうした反発に、どのように対処して、女性の権利を実現していくかという点であろう。

この点については、粘り強くコミュニケーションをはかり、交渉を繰り返していくことの重要性が、指摘された。マスムワーカーからは、「絶対にあきらめないこと」という強い言葉もあった。保障された権利を求めるという当然の希望を実現させるために、このような努力が必要であることについては、理不尽ともいえる苦い感情を感じさせられるが、同時に、権利の重要性を理解した女性たちの自信と強さに圧倒される思いであった。地域レベルでの支援をおこなう際には、抵抗や反発を見越して、権力関係の上位にあり、従って権利をよりどころにするアプローチの導入により、自分たちへの脅威を感じる人が予想される人たちに対して、説得力のある方法で、丁寧に粘り強くコミュニケーションをはかり、交渉する技術を伝えることも必要なようである。マスムが作成した「サクバイの話」という紙芝居では、子宮脱を治療するために医者にかかる必要性を家族に説得する場面が描かれており、こうした支援の実践例の一つになっていると言えるだろう。

さらに、興味深い点として指摘できるのは、前述のニーズへの対応が、女性の困難を早急に軽減するという点で重要であるだけでなく、男性による女性の権利理解を促進し、女性への反発を軽減する要因にもなりうるという点である。今回、調査に協力してくれた3つのNGOとも、女性による家族や世帯への貢献が増せば、夫や他の家族からの女性に対する認識が高まり、女性の権利についての理解を促進しやすくなると述べている。普遍性という人権の原則を考えるなら、こうしたアプローチは、消極的あるいは妥協的

と捉えられるかもしれないが、女性と男性の置かれている社会的・経済的・政治的状況に大きな差がある場所で、現実的に女性の権利の伸長を目指す場合には効果的な方法であろう。女性の権利を明確に打ち出すことで、「文化」や「伝統」との摩擦を引き起こすことが予想される地域や国では、反発による後退を避け、少しずつ前進していくために有効なアプローチではないだろうか。ここでも、ニーズへの対応が、どのように権利理解に結びついていくかを念頭に置いた支援が重要になるだろう。

4-4 「権利をよりどころにするアプローチ」と日本におけるジェンダーの課題

日本社会でも、女性に対する人権侵害が拡大されつつある。無論、日本が格差社会の度合いを強める中で、女性だけではなく、高齢者、障がい者など弱い立場の人たちの人権も侵害されつつあることは否定できない。さらに、経済的に恵まれ権力を持つ女性の中には、他人の人権を侵害する立場になる女性もいる。そのため、女性だけが人権侵害の対象であると断定できない状況がある。

しかし、2007年1月の柳澤厚生労働大臣による「女性は産む機械」発言、森元総理、石原東京都知事をはじめ、主要政治家の女性に対する人権侵害発言、さらにマスコミの興味本位の対応は、日本社会における女性の人権や地位のレベルを示している。2006年11月に世界経済フォーラムが発表したジェンダーギャップでは、何と日本は115カ国中、80位であった。この指標は日本社会における女性の実態を如実に示したものといえる。

さらに、障がい者や被差別部落、アイヌ、在日コリアンなどのマイノリティの女性には、非識字者が存在している。彼女たちは、マイノリティであることと女性であることにより二重の複合差別を受けている。マイノリティ女性は、貧困者の大半を占め、マイノリティ男性からの暴力の対象になったり、人権を侵害される場合も多い。それにもかかわらず、日本政府の政策ではその実態も明らかにされず、従って施策もない。本章では、日本で2000年以降、顕著になってきたフェミニズムに対するバックラッシュにより女性の人権侵害がどのようにおこなわれているか、またマイノリティ女性の実態について2007年3月に発表された調査報告の意義ならびに日本政府のマイノリティ女性に対する施策の欠如について言及する。

4-4-1 日本における男女平等に対するバックラッシュ

憲法14条に男女平等が明記された以降も、1950年代の岸信介を会長とする憲法調査会では、家庭における両性の平等を謳った24条の改悪案が検討されたが、女性団体の全国的な反対で消えた。1985年に制定された男女雇用機会均等法に対しても、ひとり

の女性大学教員が「雇用機会均等法は生態系を破壊する」と反対したが、反対を主張するものは少数派であった。

1995年の第4回世界女性会議の際に開催されたNGOフォーラムに日本からは5000人以上が参加した。これらの参加者は帰国後、「北京JAC」のような政策提言NGOを発足させ、また地域でも様々な団体が設立され、日本における男女平等は大きく推進した。

一方、1996年の法制審議会の民法改正に対する答申は、夫婦選択別姓の容認、婚外子に対する差別の禁止、女性だけに適用される待婚機関の短縮などを含んでいたが、この民法改正法案を国会に上程することについて自民党が反対した。夫婦選択別姓に反対する人々の主張の主なものは、夫婦選択別姓を認めることで家族が解体するということである。夫婦別姓を選びたい人たちの人権侵害にもなりかねないが、そのことは無視している。

子どもたちの実態に合わせて工夫された性教育に対する執拗な攻撃は1990年半ばから始まり、2000年になって激化し、ついに東京都は七尾養護学校における性教育教材を大々的に取り上げ、性交教育を行っているとは非難し、性教育は教育委員会、校長など管理職の監視下におかれ大きく後退した。

また、多様な家族のあり方を認める家庭科教科書は認定されず、主として新しい歴史教科書をつくる会、日本会議などが反対した。これに同調したメディアとしては、産経新聞、正論、読売新聞、世界日報(統一教会)などがある。これらの人々は改憲や教育基本法の改正を推進している。

男女平等の推進に反対しているグループ(バックラッシュ派)は、家族の価値、伝統文化の尊重などを大きく掲げ、その目的は次の8点に集約できる。これらは、リプロダクティブ・ライツの否定で象徴されるように、権利をよりどころにするアプローチとは全く反対の立場である。

彼らの当面の狙いは、1999年に制定された男女共同参画社会基本法の改悪であり、そのための準備段階として、2006年12月に千葉県市川市議会では、モデル的な内容の男女平等基本条例を廃止し、男女共同参画に逆行するような男女共同参画推進条例を22対18で採択した。バックラッシュ派はこのような動きを全国に波及させようとしている。同条例では、以下の8項目の内容がほぼカバーされている。

①ジェンダーという考え方の否定・性別特性論の尊重

生まれつきの性が全てであり、文化的・社会的性別であるジェンダーという考え方は否定する。バチカンやブッシュ政権を支援しているアメリカ右派の主張と同じである。男女共同参画社会基本法前文の「性別にかかわらず」もジェンダーに基づく考え方であるという理由で反対している。また、この観点から、同性愛者、性同一性障がい者に対する差別の禁止にも反対。

②「積極的改善措置」の否定

機会の均等で十分であり、結果の平等は逆差別になり不公平な社会になる。世界で90カ国以上が女性の政治参加にクォータ制を設けていること、2006年11月現在で世界185カ国が批准している女性差別撤廃条約（CEDAW）第4条で「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。」と明記していることを無視している。それに留まらず、バックラッシュ派は、女性差別撤廃条約自体も国連の「フェミニスト」が作ったものであり、アメリカも批准していないという理由などを挙げて敵視し、自分たちが国連の会議で主張できるように家族に関する国連 NGO の設立を求めている。

③性と生殖の健康と権利・「性的自立」「性の自己決定権」「リプロダクティブ・ライツ」の否定

女性が産むことや性行為を主体的に決めることが性の自己決定であるが、それらを全く否定している。これは性器切除の実施の理由と同じ考え方である。さらに、これまでおこなわれてきた性教育を「行き過ぎた」性教育と決めつけ、否定して、効果の低い禁欲教育・純潔教育の推進を図っている。

④ 苦情処理は全体主義に繋がるとして反対。

⑤専業主婦の優遇， 尊敬

フェミニストが推進している家事育児など無償労働の経済的な評価は、家事・育児の神聖性を傷つけるとする。

⑥乳幼児の子育ては母親の役割

3歳児までは少なくとも母親が子育てをすべきとの主張。

⑦文化や伝統の尊重

フェミニズムでは文化や伝統も往々にして女性差別の元になっているため、見直すことにしているが、バックラッシュ派はこれまでの文化や伝統を尊重する立場。極端な例としては、明らかな性暴力である性器切除も伝統であり文化であると弁護して保護している国がある。また、名誉殺人も伝統として宗教的原理主義が強くなったイラクでは復活している。

⑧家族の価値， 地域社会の重要性を強調

家族は無論大事であるが、家族を構成する個人の人権よりも家族を優先することは戦前の家族制度の復活に繋がる。DV や児童虐待に見られるように、家族は女性や子ども

に対する暴力の温床となる場合もある。女性や子どもの人権を侵害し続けるような家族を守るべきであるとは到底、思えないが、家族の価値を提唱しているグループは女性や子どもが我慢すべきであると主張する。

4-4-2 日本におけるマイノリティ女性団体が実施したマイノリティ女性実態調査の意義

国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）は、その第29会期で日本政府が提出したレポートを審議し、最終コメントを2003年8月に採択した。その勧告29および30では、以下のように、マイノリティ女性の状況に関する情報を集めるよう日本政府に求めている。

29. 委員会は、日本におけるマイノリティ女性の状況についての情報がレポートには欠如していることに懸念を表明する。委員会は、それらのマイノリティ女性が、教育、雇用、健康、社会福祉、および暴力にさらされていることに関して、自らの共同体内部を含めた社会で直面しうる複合的な形態の差別と周縁化に懸念を表明する。

30. 委員会は、日本政府に対し、次回のレポートでは、日本におけるマイノリティ女性の状況について、分類ごとの内訳を示すデータを含む包括的な情報、とりわけ教育、雇用、健康状態、受けている暴力に関する情報を提供することを求める。

この勧告を受けて、アイヌ女性、部落女性、在日コリアンの女性たちは、各々プロジェクトを作り、自分たちについての調査をおこなった³³。調査対象者は、北海道ウタリ協会会員 241 名、第 50 回部落解放全国女性集会参加者 1405 名、在日コリアン女性 818 名であった。部落女性の実態について、調査対象者は、他の部落女性と比較して、かなり恵まれた全国集会参加者であったが、最終学歴については、小卒が 4.3%、中卒が 34%、高卒が 44.7%と国勢調査の結果と比較しても低学歴になっている。アイヌ女性の場合は、調査対象者に 40 代以上が 77%と多かったことも影響してか、中卒が 50%、小卒が 10%と更に低学歴になっている。在日コリアン女性の調査では、19-29 歳が対象者の 23.6%と、部落女性、アイヌ女性に比べて若いためか、29.6%が高卒、12.5%が短大卒と最終学歴は高い。

³³ 調査は北海道ウタリ協会札幌支部、部落解放同盟女性対策部、アプロ女性実態調査プロジェクトの 3 団体がおこない、各々、報告書が発行された。共通設問分野については、3 団体と反差別国際運動日本委員会を含めた 4 団体で報告書「アイヌ女性・部落女性・在日女性アンケート調査報告書」をまとめ、刊行した。

調査対象となった部落女性には、ひらがな、カタカナなら読めるもの(1.6%)とまったく読めないもの(0.3%)の割合が合計1.9%と2%に近い。

日本女性の年齢階級別労働力率はM字型を描くが、マイノリティ女性の労働力率は台形で男性とほぼ同じ形を描いている。つまり、マイノリティ女性たちは、出産子育て中も、更に60代、70代でも仕事を継続しているという実態が明らかになった。

DVの被害もあるという結果が出たが、マジョリティ女性と比較して多いかどうかの判断ができるデータではない。

4-4-3 日本政府の施策におけるマイノリティ女性に対する人権の視点の欠如

マイノリティ女性自身が自分たちもエンパワーするために実態を明らかにしたことは画期的なことである。しかし、政府の取り組みは遅々として進まない。

例えば、内閣府男女共同参画局が2005年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画(第2次)」にはCEDAW勧告やマイノリティ女性の実態調査の必要性については全く触れられていない。同基本計画の策定に向けて、中間整理を公表し意見募集をした際、寄せられた意見5941件の中に、「男女共同参画の推進にあたっては、マイノリティ女性および性的マイノリティに配慮すべき」という意見があったと報告されている。しかし、勧告との関連で、男女共同参画会議専門調査会で議論されたことはあるが、同計画(第2次)には、マイノリティ女性のことは何も述べられていない。

なお、第2次からは、自民党プロジェクトチームの働きかけもあったため、リプロダクティブ・ライツの部分が落とされた。第2次基本計画は、多くの数値目標をあげるなど具体的で、改善点が多いが、人権の視点が弱くなっていることは否定できない。

4-4-4 今後の課題

まず、日本全国に広がろうとしている、リプロダクティブ・ライツなど女性の人権や権利を後退させる動きに対抗するための全国的な連帯の構築が喫緊の課題である。加えて、基本的な権利すら保障されていないマイノリティ女性の人権も保障する男女平等政策を推進するように、NGOからの働きかけが必要である。

マジョリティ女性の団体はマイノリティ女性の団体との連携や情報交換を強化しなければならない。マジョリティ女性を中心とした男女平等を推進する運動にマイノリティ女性の視点も入れなければ、男女平等運動とはいえない。

マジョリティ女性だけでなく、マイノリティ女性の人権も保障されることで、初めて日本では権利をよりどころにするアプローチに基づく男女平等運動や政策が実現したといえる。これからの日本の女性運動では、マイノリティ女性と連帯し続けることで、バックラッシュ派にも対抗可能であり、女性全体の地位向上を図るためにもきわめて重要である。

5. 結び（橋本ヒロ子、三輪敦子）

「権利をよりどころにするアプローチ」は、人々の間に存在する不平等な力関係を平等な力関係に変革していくことを目指すアプローチとして、エンパワメントそのものと呼ぶことができるプロセスと状態をつくり出すアプローチである。そして、女性自身のエンパワメントにとって、重要な意味を持つアプローチであることは、本報告書からも明らかであると思う。さらに、スリランカ、インドだけでなく、近年、女性とジェンダーをめぐるバックラッシュが激しさを増している状況のなかで、日本に住む私たちにとっても重要性が大きくなっているアプローチと言えるのではないだろうか。

権利をよりどころにするアプローチの導入に際して、まず重要になるのは、権利についての理解をどのように促すかという点だろう。その観点から、スリランカ、インド、そして日本をみた場合、残念ながら、権利の導入に最も困難が伴うのは日本ではないかという懸念にとらわれる。スリランカでは、20年以上にわたる内戦下で、政治犯として逮捕状がないまま逮捕され、裁判というプロセスなく有罪が決定したり、あるいは政治的な拉致、暗殺、テロが頻繁におこる状況のなかで、権利の侵害について敏感にならざるを得ない状況が続いてきた。インドについては、NGOとの聞き取りでも指摘されたが、イギリスの植民地からの独立を果たした歴史が人々のなかに刻み込まれており、独立運動のなかで掲げられた自由の獲得というスローガンを思い起こすことによって、権利の重要性は人々に伝わりやすくなることのであった。こうした両国の状況は、権利、とりわけ自由権の重要性を理解しやすい土壌を形成することにつながっている。ひるがえって、日本では、そのような権利の重要性を強く認識させられるような歴史がない。そのことは、深刻な権利侵害が日本にはなかったことを表すのかといえ、そうではないだろうか。ただ、日本の権利侵害は、明確には認識されにくい状況にあるのは確かなのではなかろうか。権利をよりどころにするアプローチの導入と浸透は、スリランカやインド同様、日本でも必要かつ重要であり、そのことは、前章で述べた日本の状況を考えても明らかであろう。その意味で、同アプローチの日本への浸透に際しては、本調査で明らかになったスリランカやインドの経験から多くのことを学べると感じている。

国際協力や開発協力の現場では、権利をよりどころにするアプローチは、1990年代後半から、頻繁に耳にするようになった概念である。今では多くの国際機関やNGOが、同アプローチを積極的に採用するようになっているが、たとえば、今回、調査したスリランカでは、「これまでの開発は常にニーズへの対応が柱だった³⁴。」という指摘もあるように、権利の実現を掲げるアプローチは、支援方法の大きな転換を伴うものである。ニーズへの対応は依存につながるとし、権利をよりどころにするアプローチの意義と有効性を強調したスリヤニ氏は、同時に、権利をよりどころにするアプローチを標榜している組織のスタッフのなかにも、ニーズの実現を目指す支援と、権利の実現を目指す支

³⁴ スリヤニ・ペレラ氏 (Ms. Sriyani Perera) からの聞き取りによる (2006年4月6日)。

援の違いを明確に理解していないスタッフが沢山いると指摘している。同アプローチが、今後、誠実に実践されるかについては予断を許さない状況だと思われる。常に新しい概念を打ち出しながら資金確保の道を探ってきた国際協力機関によって、概念が持つ革新的な意義を充分理解することなく、新たな流行概念の一つとして消費される可能性も否定できないだろう。

そうした状況を批判的に捉え、権利をよりどころにするアプローチの可能性を考えるうえで、マスムのような NGO の経験と実践を検証し、評価することは、大変重要なのではなかろうか。権利理解に際しての女性への働きかけ方、女性グループでの話し合いを通じた個人の力の回復および社会変革の重要性への気づき、その際の丁寧なプロセスづくり、女性の問題を地域の問題として社会化することにより地域の責任ある対応を引き出す手法等については、学ぶところが多い。

今後、権利をよりどころにするアプローチは、特にジェンダーの問題との関連で、どのような展開をみせるのだろうか。まだ、十分に、ジェンダーの分野で、同アプローチの実践が積み重なっているとは言えない状態であるので、暫定的な見解であるが、前進、後退、忘却の三者がせめぎあいながら進んでいくのではないかと考える。マスムが地域で起こしている動きのような前進もあるものの、ネパールの NGO で起こったワーカールの殺人といった後退も、現実には存在する。殺された女性にとっては、後退という言葉では表現できない悲劇であるし、周りの人に対しても、様々な意味で大きな悪影響を及ぼす事例であるだろう。また、前述のように、開発の世界が、新しい概念を導入し、レトリックを駆使して消費してきた業界だということを考えると、国際機関や NGO が、結果的に忘却という状況に退却してしまう可能性も否定できない。希望的観測にすぎないかもしれないが、現時点では、この三者がせめぎあいながら、前進と言える経験が積み重なり、可能性が少しずつ広がっていくことに信頼を置きたい。そして、国境を越えたトランスナショナルな動きのなかで、「途上国」の女性を支援するためのアプローチとしてではなくて、日本に住む私たちにとっても重要なアプローチであることが浸透していくことの必要性和重要性を強調したい。

スリランカ
質問票

1. 地域の人々に対して、権利について伝えたり、権利についての意識を高めることに
難しさを感じますか。感じるとすると、どんな点が難しいでしょうか。

2-1. 女性が自分自身の権利を実現しようとしたときに、他の家族や地域の人々との
間で摩擦や反発が起こったことはありますか。

2-2. 組織として、そのような摩擦や反発に対し、どのような行動を取りましたか。

3. 女性と男性に権利について伝える際、どんな方法を取っていますか。

4. 女性差別撤廃条約や世界人権宣言等の法律や規範は、家庭や地域での摩擦や反発に
対処するのに効果的でしたか。

5. 女性が権利を用いることにより、生活を向上させたり、困難を解決できたというよ
うな成功例はありますか。

女性の状況に関する事例

事例1「ドウルパダの事例」

ドウルパダは、パンチャヤット（村落議会）議員に設けられている女性枠（30%）の一人として、村のパンチャヤット議員に選ばれた。彼女の夫は、以前、村長をつとめていた人物である。選挙で選ばれた現村長（サルパンチ）は、ダリットの男性である。ドウルパダの夫は、もう、選挙で選ばれたパンチャヤット議員ではないにも関わらず、今でも、村のほとんどの仕事に口を出している。ドウルパダは、農作業や牛乳を販売店に運ぶ仕事が忙しいので、パンチャヤットの会議に出る時間がない。議員であることに異議が出ないように、3回に1回、出席するだけの状態になっている。地域の女性グループは、村の有力者からセクシャル・ハラスメントを受けている若いダリット女性のことを、パンチャヤットで取り上げて欲しいと思っている。彼女たちは、新しい村長に話し、次のパンチャヤット会議で、この件を話し合ってもらいたいと考えている。

事例2「アシャの事例」

アシャの夫は、この2年間、家によりつかない。夫は、アシャの家族が、十分なダウリーを持ってこなかったという理由で、アシャを殴っていた。アシャは、現在、自宅に戻り、自分の両親、妹、弟夫婦と暮らしている。家族は、アシャの妹の結婚相手を探しているところなので、アシャに家にいて欲しくない。夫になる男性の家族に、姉が夫婦で生活していないことを知られたら、妹の結婚に差し支えるだろうと思っているからだ。アシャの夫は、アシャに帰ってきて欲しいと思っている。彼は、アシャが戻らなければ、再婚すると言っている。

事例3「シーラの事例」

シーラは、貯蓄グループのメンバーである。長年にわたって、融資を受けてきたが、いつも、返済期限を守ってお金を返してきた。シーラの夫は、エイズに感染している。現在、彼女が借りるお金は、全額、夫の薬を買うために使われている。家族の誰も、夫に触れたがらないので、夫の世話も彼女の仕事である。そのような状況のために、融資を期限内に返済することは、困難になってきた。返済をきちんとおこなうよう、貯蓄グループの他のメンバーから迫られたために、シーラは、非常に高い利子で金貸しからお金を借りることになった。貯蓄グループへの返済はすませたものの、もうこれ以上の融資は受けられない状態である。シーラは銀行にお金を借りに行ったが、銀行によると、夫には返済していない負債があるとのことで、銀行からの融資も受けられなかった。家屋と畑は夫の名義であり、シーラには抵当として銀行に入れる資産がない。

事例 4「ラニの事例」

ラニは、5年前に結婚して、娘が一人いる。家族は、息子を欲しがっている。家族は、胎児の性別を教えてくれる医者が町にいるのを知っている。医者が高額の支払いを要求し、しかも、どんな方法でおこなうかは明らかでない。ラニの夫は、建設業者であり、パンチャヤット（村落議会）議員である。2人以上、子どもができれば、パンチャヤット議員はやめなければいけないことになっている。夫は、もし、また娘が生まれたら、ラニを捨て、子どもがいることを隠して、再婚すると言っている。そのようにして、息子を持つと考えているのだ。パンチャヤット議員であることで、彼にはたくさんの契約が来るので、性別判断の費用を支払うことは可能である。

事例 5「ムニの事例」

ムニは、3ヶ月間、白いおりものに悩まされているが、夫にも姑にも相談できないでいる。そのせいで夫と性交渉を持つことが苦痛になり、交渉を持つことを拒んでいるが、このことで夫は、彼女に誰か恋人がいるのではないかと疑っている。地域の公立病院には女性の医師がおらず、また、病院は家族計画の普及に忙しくて、おりものや子宮脱に時間をかけている余裕がない。ムニは、どうしていいか、わからない。

権利についての理解を尋ねる質問票

	文 章	そう思う	思わない	わからない
1	夫からたたかれるのは、女性に責任がある。			
2	子どもは、たたかないと、言うことを聞かない。			
3	女性が誘惑するから、男性によるレイプが起こる。			
4	女性は、たたかれても、そのことを外の人に言うべきではない。家のなかで、問題を解決すべきだ。			
5	嫁ぎ先で暮らす女性は、もし虐待を受けているなら、警察の助けを求めるべきだ。			
6	女性をレイプした男性は、その女性と結婚すべきだ。			
7	女性は、暗くなる前に、家に帰るべきだ。			
8	娘は早く結婚させるべきだ。そうでなければ、男性と性的関係を持つようになる。			
9	女性は、夫と共に、家屋と財産を所有すべきだ。			
10	女性は、生まれた家で、平等な財産権を与えられるべきだ。			
11	女性は、同じ仕事に対しては、男性と同じ賃金をもらうべきだ。			
12	パンチャヤットには、女性への割当枠があるべきだ。			
13	女性は、政治に参加するべきでない。			
14	男性より、むしろ女性が避妊をおこなうべきだ。			
15	男性は、最初の結婚で、子ども、あるいは息子ができなければ、二人目の妻と結婚しても構わない。			
16	女性には、夫を選ぶ権利がある。			
17	自発的なものなら、ダウリーは受け取るべきだ。			
18	男性の家族がダウリーを拒否するような場合、男性には何か悪いところがあるに違いない。			
19	マスムのような NGO は、女性が公立の保健センターに行かなくてもいいように、質のいい保健サービスを提供すべきだ。			
20	男の子は、女の子より、頭がいい。			
21	男の子には、女の子よりも教育を受けさせるべきだ。			

社会規範リスト

1. 暗くなる前に家に帰ることができるのであれば、女性は大学に行っても構わない。
 2. 家族が反対するなら、女性には、中絶の自由はない。
 3. 教育機関における低カーストの人々への人数枠はなくすべきだ。
 4. 学校に行くのをやめることになっても、娘は早く結婚させる方がいい。
 5. 夫が怒って妻をなぐっても、止める必要はない。
 6. 夫の稼ぎが良ければ、妻は働かなくてもいい。
-